

平成 2 5 年度 第 2 回京都市上下水道事業経営審議委員会

次 第

開 催 日 平成 2 5 年 1 1 月 1 1 日 (月)
開催時間 午後 2 時～午後 4 時 (終了予定)
開催場所 京都 JA 会館 5 階 5 0 5 会議室

1 開会

- (1) 委員長あいさつ
- (2) 会議の公開について

2 第 1 回京都市上下水道事業経営審議委員会での質問事項について

資料 4 資料 5

3 審議

- (1) 上下水道事業経営評価について 資料 6 資料 7
- (2) 平成 2 5 年度上下水道事業推進方針上半期進捗状況の点検・評価について 資料 8 資料 9
- (3) 地下水利用専用水道について 資料 1 0 資料 1 1

4 今後の予定

5 閉 会

<配付資料>

次第

出席者名簿

配席図

- 資料 1 京都市上下水道事業経営審議委員会設置要綱
- 資料 2 京都市上下水道事業経営審議委員会の会議の公開に関する要領
- 資料 3 平成 25 年度第 1 回京都市上下水道事業経営審議委員会議事録
- 資料 4 配水管更新計画と財源について (第 1 回委員会質問関連)
- 資料 5 災害時等における水の確保について (第 1 回委員会質問関連)
- 資料 6 平成 24 年度京都市上下水道事業決算概要
- 資料 7 上下水道事業経営評価について
- 資料 8 「平成 25 年度上下水道局事業推進方針取組項目」の実施状況の公表について (上半期)
- 資料 9 平成 25 年度上下水道事業推進方針上半期進捗状況の点検・評価について
- 資料 1 0 地下水利用専用水道について
- 資料 1 1 地下水利用専用水道に関する今後の進め方について

平成 25 年度 第 2 回京都市上下水道事業経営審議委員会出席者名簿

◆ 審議委員会委員

(五十音順, 敬称略)

氏名	役職等	出欠
うへだ きとし 植田 智史	市民公募委員	出席
おくはら つねおき 奥原 恒興	京都商工会議所専務理事	欠席
かみこ なおゆき ○神子 直之	立命館大学教授（環境システム工学科）	出席
こばやし ゆ か 小林 由香	税理士	出席
たむら なおこ 田村 直子	市民公募委員	出席
なかじま せつこ 中嶋 節子	京都大学准教授（大学院人間・環境学研究科）	出席
みずたに ふみとし ◎水谷 文俊	神戸大学教授（大学院経営学研究科）	出席
むらかみ ゆうこ 村上 祐子	株式会社京都放送取締役・ラジオ編成制作局長	欠席
やすだ けいこ 安田 桂子	京都市地域女性連合会常任委員	出席

◎：委員長，○：副委員長

◆ 京都市

京都市公営企業管理者上下水道局長 水田 雅博

〃 上下水道局次長 谷口 義隆

〃 技術長 出口 勝徳

〃 総務部長 向畑 秀樹

〃 総務部経営・防災担当部長 小田 久人

〃 技術監理室長 三上 昌行

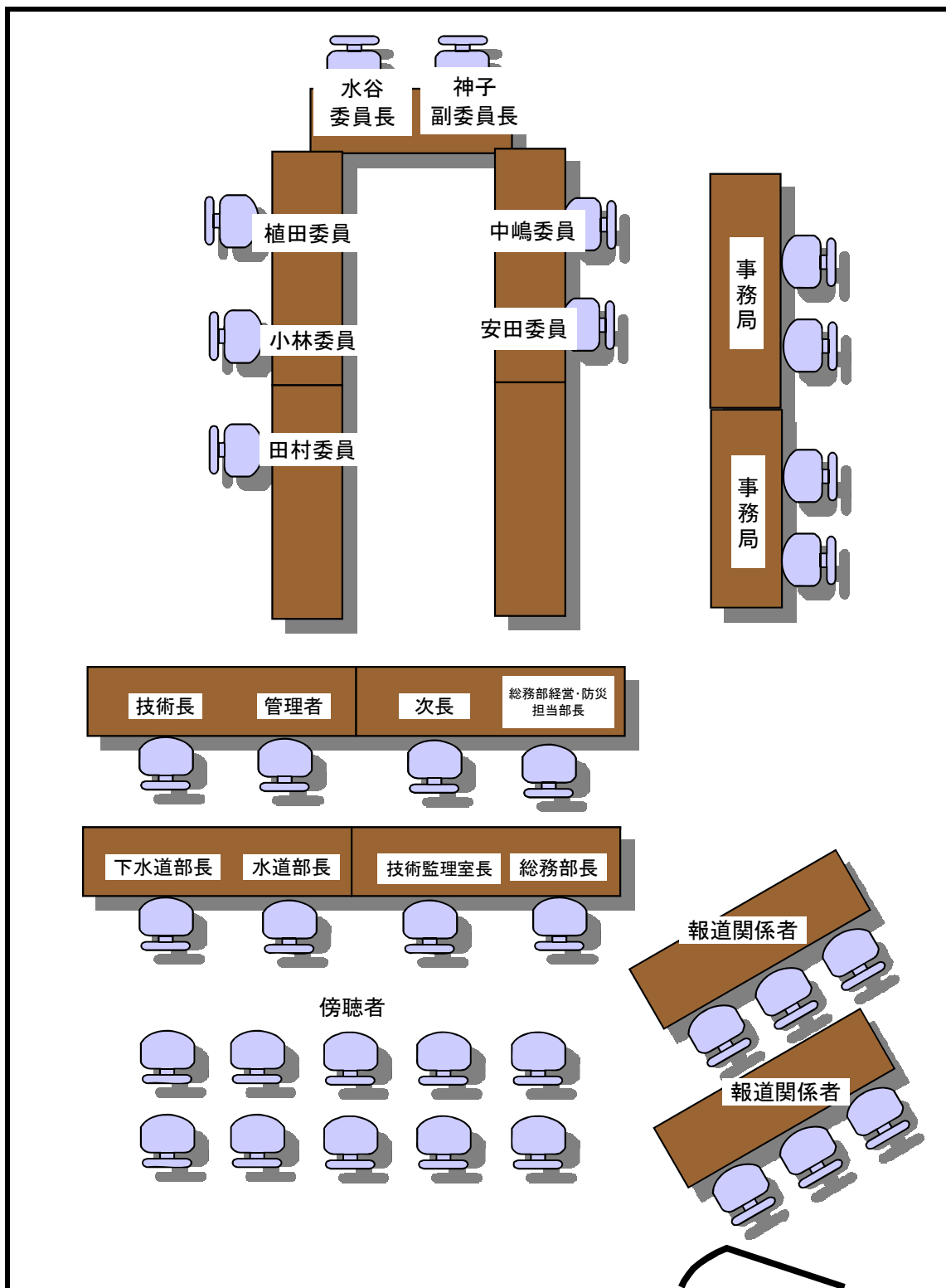
〃 水道部長 山本 貴文

〃 下水道部長 土居 通治

◇ 事務局

上下水道局総務部経営企画課

平成25年度 第2回京都市上下水道事業経営審議委員会配席図



京都市上下水道事業経営審議委員会設置要綱

(設置)

第1条 京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（以下「条例」という。）第11条第2項に規定する委員会として、京都市上下水道事業経営審議委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、上下水道事業の適切な執行管理や継続的な改善を進め、サービスの向上を図りながら市民の皆さまに説明責任を果たし、市民の皆さまの視点に立った上下水道事業を推進するため、外部有識者等の意見を取り入れることにより事業の客観性・透明性を高めるとともに、市民の皆さまの視点に立った事業推進を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 各年度の事業計画及び中期経営プランの進捗状況の点検・評価並びに課題等のある事業の検討。
- (2) 上下水道事業経営評価制度の充実に向けた助言・提案。
- (3) その他上下水道事業の経営に関し管理者が必要と認める事項の検討及び助言・提案。

(組織)

第4条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

- 2 委員は、市民及び学識経験のある者その他管理者が適当と認める者のうちから、管理者が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第7条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は、管理者が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

第8条 委員会に付議する事案を個別具体的に検討するため、委員会に部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、上下水道局総務部経営企画課において行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から実施する。

京都市上下水道事業経営審議委員会の会議の公開に関する要領

(趣旨)

第1条 京都市上下水道事業経営審議委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開については、京都市市民参加推進条例第7条及び京都市市民参加推進条例施行規則第3条に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員長は、会議を公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。）が公になると認めるときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(公開の方法等)

第3条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

2 委員会は、会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 棒、プラカード、つえ（疾病その他正当な理由がある場合を除く。）等人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声器、鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、垂れ幕、のぼり、張り紙、ビラ等会議の進行を妨害するおそれのある物を着用し、又は携帯している者
- (3) 酒気を帯びている者
- (4) その他会議の進行を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、職員の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話その他音の発生する機器の電源を切ること。
- (6) 会議場において、撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。ただし、委員長の許可を得た者は、この限りでない。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の進行の妨げとなり、又は他の傍聴者の迷惑になる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第6条 傍聴者は、会議を公開しないこととする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 委員長は、傍聴者がこの要領の規定に違反したときは、当該違反行為を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(議事録等)

第8条 委員会は、会議の終了後速やかに、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員長は、次のいずれかに該当するときは、議事録又は会議の資料の全部又は一部を公開しないことができる。
 - (1) 会議を公開しなかったとき。
 - (2) 議事録又は会議の資料を公開することにより、非公開情報が公になると認めるとき。

- 4 委員会は、前項の規定により議事録の全部又は一部を公開しないこととするときは、議事要旨を作成し、公開するものとする。
- 5 議事録には、委員会において定めた2人の出席委員が署名しなければならない。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から実施する。

平成25年度 第1回京都市上下水道事業経営審議委員会議事録

日 時 平成25年9月10日（火） 午後5時～7時

場 所 ホテル京阪京都 3階「菊の間」

出席者（五十音順，敬称略）

1 委員

植田 智史	市民公募委員
奥原 恒興	京都商工会議所専務理事
神子 直之	立命館大学教授（理工学部）
小林 由香	税理士
田村 直子	市民公募委員
中嶋 節子	京都大学准教授（大学院人間・環境学研究科）
水谷 文俊	神戸大学教授（大学院経営学研究科）
村上 祐子	株式会社京都放送取締役・ラジオ編成制作局長
安田 桂子	京都市地域女性連合会常任委員

2 京都市

管理者，次長，技術長，総務部長，総務部経営・防災担当部長，
技術監理室長，水道部長，下水道部長
事務局（総務部経営企画課）

次第

1 開会

- （1）京都市あいさつ
- （2）委員及び上下水道局出席者の紹介
- （3）委員会設置要綱について
- （4）委員長・副委員長の選任
- （5）委員長あいさつ
- （6）会議の公開について

2 京都市の上下水道事業について

- （1）上下水道事業の概要について
- （2）上下水道事業の経営課題について
- （3）経営計画について
- （4）経営状況について
- （5）料金改定について

(6) 個別の課題について

3 審 議

(1) 平成 25 年度の審議に係る検討項目の整理

(2) 委員間での意見交換

4 今後の予定

5 閉 会

内容

1 開会

(1) 京都市あいさつ

公営企業管理者上下水道局長 水田 雅博

(2) 委員及び上下水道局出席者の紹介

(3) 委員会設置要綱について

事 務 局： 資料の説明（資料 1）

(4) 委員長・副委員長の選任

○委員互選により水谷委員を委員長に選任

○水谷委員長の指名により神子委員を副委員長に選任

(5) 委員長あいさつ

水谷委員長： これまで、京都市の委員会に何度か参加させていただき、こういう役割になった。できるだけ、京都市の水道事業が、市民の方のためになるように、皆さんの意見、それぞれご専門の方も、専門でない方も、新鮮な意見をいただき、それを吸い上げて、市の方に貢献できるような形にしていきたい。また、それを実現するのは、上下水道局の皆さんであり、是非それをしていただきたい。一昨日、東京オリンピックが日本で開催されることになった。これで、世界各国から日本に來られて、東京だけでなく、京都にも足を踏み入れることになる。101 年目に入ったという事で、世界に誇る京都市の上下水道というものを、世界の方にも貢献できるような、PR できるような形で、やっていくように、この委員会を進めていきたい。忌憚のない意見をどんどん出していただき、活発な議論を進めたいので、御協力をお願いしたい。

(6) 会議の公開について

事務局： 資料の説明（資料３）

水谷委員長： 本日の会議は公開とし、議事録については、後日公表することとします。

議事録ですが、２名の委員の署名が必要ということですので、資料２の名簿順で、植田委員と奥原委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

２ 京都市の上下水道事業について

（１）上下水道事業の概要について

（２）上下水道事業の経営課題について

（３）経営計画について

（４）経営状況について

（５）料金改定について

（６）個別の課題について

事務局： DVD の視聴及び資料の説明（資料５）

水谷委員長： 事務局の方から、京都市の上下水道事業についての説明及び計画・経営の状況・課題について説明をしていただいた。意見や分からない点など、自由に発言を頂きたい。

村上委員： 専門家の方も、また、市民の方もおられ、自分がこの中でどういう役割を果たせるのか考えていた。一番の優先順位とか、今後のスケジュールも整理できれば良いと思う。山積している課題の中で、何からやっていけばいいのか、専門の先生方に教えていただきたい。ここで、何をどう審議していけばいいのかというのが率直な感想である。

水谷委員長： 時間が限られている中で、特に何を重要にすればいいのか、何か事務局の方で考えはあるのか。

京都市： 事業を進めるに当たっては、先ほど、事務局から説明させていただいた、水ビジョンという１０年間のビジョンがあり、そのもとで、今年度から後期５箇年の経営プランがスタートしている。まず、優先する項目として５つの項目を挙げており、水道管の改築更新や災害対策の強化など５つの項目を優先的に進めていくので、委員の皆さまには、その我々の取組をきちんとプラン通りにできているか、それがどういうものなのかということをお願いしたい。うえて、御意見をいただき、進捗状況や我々の説明に対するご意見を言って頂くことが、委員会を設置した理由の一つである。また、毎年度の事業を自ら評価して公表している経営評価に対するご意見も頂きたいと思う。そして、一番大事なことは、我々の事業や経営評価を通じて、感じたままの意見を言っていただいて、我々が普段気付かないことを気付かせていただければ、大変ありがたいと考え

ている。

水谷委員長： 様々な課題があるが、それを気にせずを感じることを言っていただければよいと思う。課題については、後ほど、優先的に取り上げる項目についてまとめていきたい。他にはいかがか。

奥原委員： 項目2「災害対策の強化」のところで、「導水施設の2系統化によるバックアップ体制の強化」とあるが、この場合の導水施設の2系統化とは、何を考えているのか教えていただきたい。

京都市： 市内3つの浄水場のうち、新山科浄水場は市内の給水量の約半分を占めている。原水を疏水の日ノ岡というところから新山科浄水場にトンネルで送っている。第3次被害想定では、耐震上問題ないとなっているが、1本しかない。内部を点検等するために止めることもできないので、もう1本蹴上の方から新山科浄水場に向かってトンネルを掘り、災害時に2系統化して安定供給するために計画している。

奥原委員： 原水が疏水ということは変わらないということか。100年これでやっているから難しいと思うが、そもそも、原水を2系統にする必要があるのではないか。

京都市： 琵琶湖からの原水を運ぶ水路をもう一本確保するということだと思うが、まず費用の問題がある。第3次被害想定の中でも疏水については、岩盤の中を通っており、堅固にできており、耐震上は全く問題ないので、2系統化は考えていない。

京都市： 琵琶湖以外の水源についての質問かと思うが、京都の地下には琵琶湖の8割に相当する水が眠っており、その水を活かさなくていいのか、というご意見と考える。先程の説明でも、地下水利用の企業がいて、私どもの明らかな減収となっており、大きな課題である。一方で、地下水を取り放題の状態でもいいのかというのもあり、色んな意見を頂く中で、私どもが今後どう展開していくかが大きな宿題である。この審議委員会の場で、様々なご意見をいただくことが、新たな一歩であると考えている。

奥原委員： かつて、洛西の方で府営水道と相互融通をするというような取組があったと思うが、このような水源のバックアップが必要ではないかと感じ、質問した。

植田委員： 項目1の「改築更新の推進」について、更新率を0.5%から1.2%に上

げていくという事ですが、0.5%で200年、1.2%でも80年に一度の更新になるかと思うが、この更新率で、本当にこれで市民が安心して暮らすことができるのか疑問に思う。ビデオでは40年でダメになったという話もあり、この80年というのはどのような基準で出されたのか、やむを得ない数字なのか、安心できる数字なのか教えていただきたい。

京 都 市： 確かに0.5%という数字は、政令指定都市平均の1%より低い数字である。現在、1.2%で大丈夫かと不安に思われるかもしれないが、これを1.5%にすることを計画している。水道管については、40年を老朽管とすることになっているが、先程のビデオでもあったように、新たに開発された管は70年80年もつため、その管を使うと1.2%から1.5%の更新で老朽管となる前に新しいものに替えていけると考えている。1.5%から1.7%になれば、安定した水道水をお届けできる体制ができると考えている。

田 村 委 員： 旧九条山ポンプ場とか文化的な施設があるということだが、それが放置されたままなのは勿体ないので、是非有効活用して欲しい。

京 都 市： 大変ありがたい意見である。この施設は大正にできた施設で歴史的価値があるが、内部は荒れ放題で耐震上も問題がある。京都市は岡崎地域の活性化策を検討しており、その一角にある蹴上の地域にこれだけの施設があるということで、今後、上下水道事業としての活用ではなく、京都市が持つ資産として、観光スポットになるような活用方法があるのではないかと考えている。委員の皆さんのご意見を頂戴して、カフェやビアホールなどお声が上げれば、そういう活用の仕方もできるのではないかと考えている。色々なお知恵を頂戴したい。

哲学の道から疏水全部、京都市民の皆さまの水道料金で管理しているので、そうした流れも含めて色々なご意見をいただければ、新たな上下水道事業を市民の皆さまに知っていただく機会になると感じている。

中 嶋 委 員： 京都市の上下水道局は素晴らしい資産を持っており、日本の中でもフラグシップな上下水道局であることを市民が誇りを持つような施策があればよいと思う。蛇口をひねれば水が出るのがまず当たり前にするのが基本の仕事なので、耐震化や老朽管の取替、水源の確保などを念頭に置いた安心安全を基本とした事業を進めていただきたい。地下水については、なぜか京都の場合、地下水の方がブランド力がありイメージがよいものとなっているので、それに対抗できる水道水のブランド力を高めるPRをしていくのがいいのではないかと。その際に、先ほどのお話であったような京都の歴史や琵琶湖疏水をうまく活用して水道水のブランド力を上げていくべきである。

10ページのスライド19の中で、太陽光発電設備の出力を70kWから

3800kW に上げるという目標が出ているが、とても違和感を覚える。環境に配慮したということだが、太陽光発電に対する投資を3800kW の発電で回収できるのか。上下水道局なら水力発電などの方がイメージがしやすく、設備対効果を考えた時に疑問を感じた。太陽光発電をどういう風に使われるつもりなのか。

京 都 市： これまでは環境 PR のために太陽光発電設備を設置してきたが、電力会社による電力買取り制度が開始されたことにより、1kW 当たり40円程度で買い取ってもらえることとなった。これを基に、今年度供用開始した鳥羽水環境保全センターの太陽光発電設備など運用したコストを計算すると、採算が取れる見込みである。太陽光発電設備の設置については、4箇所で計画しており、既に供用開始しているもののほか、新山科浄水場、松ヶ崎浄水場等を予定している。

京 都 市： 水の PR については、30年程前は水道水が臭かったが最近はおいしくなったという声を聞くことが多くなった。このことは、「京の水宣言」のキャンペーンでも表れている。また、「京の水カフェ」や「京の水・利き水大作戦」の際には、本来備蓄用で発達している「疏水物語」と外国の水や市販の水を比べているが、京都の水道水が一番おいしいという評価をいただいている。こういったことを通じて、水道水は安全である上においしいということも PR している。

京 都 市： 太陽光発電設備については、京都市の基本計画の中で太陽光発電を含めた再生可能エネルギー活用を訴えており、採算が見合うのであれば、上下水道局の持つ施設の大きさを活用し協力していくこととした。4つのメガソーラーを運用すると、十数年後には黒字で運営していけることとなったため踏み切った。

神子副委員長： 有収水量の減り方と有収汚水量の減り方が違うのはなぜか。下水道の普及率が向上したということか。

京 都 市： そのとおりである。平成8年に市内全域に下水道が整備されたためである。

神子副委員長： 下水道の合流改善について、分流化しないで合流式をそのまま維持して改善するというプランになっているが、その場合汚濁負荷は何パーセントくらい減るものなのか。

京 都 市： 合流式下水道は、市内の約40%の区域を占めている。分流式下水道は汚水と雨水に分けて排水することによって、汚濁負荷については合流式に比べて確かに少ない。しかし、改善の仕方については、合流式を分流式に切り替えるも

のと、合流式のまま改善するものがある。市街地の中で、すべての合流式区域の家庭を分流式に切り替えていくのは現実的ではない。新たに再開発をしてくような区域については、分流式に切り替えることは可能であるが、基本的には合流式のシステムは維持したまま、雨水貯留し、後できれいにすることでコストを削減している。負荷量としては、年間2～3割の負荷を削減できるとされており、分流式と同等の負荷量となる。

神子副委員長： 平成35年まで合流式改善を行うというプランであったが、それまでの間に（技術も進歩する）状況に応じて合流式を残したうえで更なる飛躍をしていたきたい。

3 審 議

（1）平成25年度の審議に係る検討項目の整理

事 務 局： それでは、引き続き資料5を用いまして、3（1）「平成25年度の審議に係る検討項目の整理」について、説明させていただきます。資料5の21ページの下の資料をご覧ください。

経営審議委員会の審議事項については、「1 平成25年度事業の進捗の点検及び平成26年度の重点課題の検討」があります。これについては、上半期の事業進捗を確認し、遅れのある事業を中心に課題確認等を第2回の委員会で審議いただきたいと考えております。また、翌年度の事業で重点的に取り組む課題への意見については、第4回の委員会で審議いただきたいと考えております。

「2 新プランにおける経営評価手法の見直し」については、今年度に策定した中期経営プランの経営評価を来年度から新たに行うに当たり、評価手法の見直しへの助言を第2、3回での委員会で審議をお願いしたい。「3 個別課題の絞り込み」については、個別課題のうち、京都市上下水道料金制度審議委員会にて積み残し課題となった地下水利用専用水道対策最優先で検討すべき項目としたうえで、歴史的な価値のある資産の活用、上下水道事業のPR手法の3点を審議いただきたいと考えております。また、地下水利用専用水道対策については、次回の委員会の審議内容にもよるが、専門的な議論を行うことが必要と思われるため、部会の設置をお願いすることも検討している。

水谷委員長： 事務局から「平成25年度の審議に係る検討項目の整理」の説明について、何か質問や意見はありますか。

神子副委員長： 事業の進捗点検及び重点課題の検討とあるが、経営評価冊子と何か関係があるのか。

京 都 市： 京都市全体で事務事業評価という取組を実施しており、毎年度、前年度の事

業に対し自ら評価し、公表している。その上下水道局で行っているものが経営評価である。これまでの経営評価審議委員会では、経営評価の手法等についてご意見をいただいていたが、この審議委員会においては、新たに事業自体の進捗についてご意見や点検をいただくことをお願いしている。当然、経営評価制度とはリンクするが、それぞれ重要な審議事項と考えている。

水谷委員長： 他になければ、「検討項目の整理」については、次の「委員間での意見交換」の後に、まとめさせていただきたいと思う。

(2) 委員間での意見交換

水谷委員長： 本日は第1回ということですので、まずは、委員の皆さんがお持ちの疑問や感想、必要ではないかと思われる資料・データ、検討すべきと考えておられる事項などについて、自由に意見交換したい。

小 林 委 員： 先ほどの意見でも出ていたが、喫緊の問題として老朽管の改築更新がある。現在は29年度を目標として更新率を1.2%としているが、これを1.5なり、2%にしていけないといけないと思う。その実態像とそれを行うための財源の確保や負債の残高は密接な関係があると思うので、将来に向けてのそのような数値がわかる資料をいただきたい。また、現在財源が厳しい状況であれば、奥原委員もおっしゃっていたが、一時的であれ琵琶湖の水が使えなくなった場合等の他都市との連携や京都市独自の水の確保対策のための調査や研究をしていただきたいが、それに今現状どれくらいの予算をもっているのかを知りたい。現状はどうなっているかという資料をいただきたい。

水谷委員長： 今の2点について、事務局で資料を用意いただき、この委員会で提示頂きたい。

京 都 市： 改築更新に関する資料、別の水源に関する調査等についての資料を用意させていただく。

安 田 委 員： 専門的な事は分からないが、水道管の老朽化対策に何億というお金がかかることに驚いている。私は西京に住んでおり、2011年に起こった洛西地域での水道管の事故をきっかけに上下水道に関心を持った。今後も勉強しながら、一般の主婦の目線で意見を述べていきたいと思う。

神子副委員長： 水の無駄遣いをどういう風に考えるべきか。節水意識を高揚することと水道事業が健全な収入を得ることは矛盾するような気がするが、どういうところで最適化を図るべきか。また、PRは何のためにしているのか。そのゴールはどの

ようなものか教えていただきたい。

京 都 市： まず、PRについては、市民の皆様は上下水道は身近にある貴重なライフラインであることを理解していただき、市民の皆様も私たちと一緒に安全安心な水を守っていくという意識をもっていただきたいためである。そういった上下水道のありがたみと、京都の歴史が築いてきたライフラインを守っていく風土づくりがPRの目指しているところである。

節水型社会と水道事業の収益の関係について、節水する度に料金が上がるのかという意見はこれまでもいただいている。今後も節水型社会は進み、節水機器が定着することは、水道事業にとって確実にマイナスになる。その中で、暑い夏にミスト装置を使って涼しさを感じていただくことやスポーツの際にも水を摂取いただくなど、水を大事にしながらも必要なときには使っていただきたいと考えている。さらに、昨年12月に京都市では「日本酒で乾杯」する条例が施行されたが、酒は利尿作用を促進し脱水症状を引き起こすと言われている。その際に、お酒と同じ量の水を飲むと健康にいいと言われているため、上下水道局では水道水に「うるおいのしずく」というネーミングと行い、お酒と一緒に水道水を飲もうというPRも実施している。疏水物語についても、観光施設においてお土産に持って帰っていただけるようなデザインにすることも考えている。

神子副委員長： ただ蛇口をひねって当然という時代ではなく、水道を使っている市民と作り上げていく水道だということが分かった。そのために、市民にどういう風に水ができていくか、安全な水を使用し続けるためにはどのくらいの料金が必要なのかという背景をわかっていただくことがこれから必要である。感想だが、水のキャンペーンについては、どのキャンペーンでも、そのキャンペーンの水がおいしいと言われるので、硬水や軟水など様々ある中で差別化をしていくべきである。コーヒーであればどの水が合うのかということや、お酒の原料は水道水ではないことなど、その辺を市民と分かりあったうえでPRしていくことが大事だと思う。

奥 原 委 員： 京都の上水道には琵琶湖疏水があり、恵まれていると思う。おそらくこんなに水源の確保に要する費用が割安なケースは他にはないのではないかと。他都市では、ダムを建設したり、水利権を確保するなど大変な苦勞をしているので、京都市は大きなアドバンテージを持っている。そのアドバンテージをさらに活かすためには、何をすべきかという問題意識を持っている。京都市内には桂川が流れているため、もっと複眼的に他の水利にも目を向けてもいいのではと思う。地下水利用の課題については、京都の水の文化があるため、地下水を使うという特別な愛着があるようなので、上下水道局が抱える地下水対策とは微妙な問題となり、視点をどう設定するのかを議論したい。経営からの視点だけ

でなく、広い視点と切り口で検討していきたいと思う。

水谷委員長： 様々な課題が挙げたが、すべて重要な課題であると認識している。

審議事項については、事務局案を基本に進めていくこととし、個別課題についても、地下水利用専用水道対策を最優先課題として、第2回の審議委員会で審議することとします。第2回の検討の状況を見て、第3回以降、歴史的価値のある資産の活用や上下水道事業のPR手法についても審議の対象といたしたいと思う。

4 今後の予定

事務局： 今年度は本日を含め、4回の開催を予定している。原則として委員会の意見を取りまとめた「意見書」は作成せず、議事録を確認していただくことを考えている。ただし、御審議いただく課題の内容や重要性等によっては、委員会のご判断の下、御意見を「意見書」としてまとめていただくこともあるので御了承いただきたい。

次回は、2箇月後の11月11日月曜日の午後2時からの開催を予定している。

水谷委員長： 次回は11月11日の開催予定である。今日は初回であったが、活発なご意見をいただいた。御協力に感謝している。次回も、今日と同じような形で率直な意見をお願いしたい。

5 閉 会

配水管更新計画と財源について（第1回委員会質問関連）

配水管更新計画については、中期経営プラン(2008-2012)の更新率0.5%を段階的に引き上げ、中期経営プラン(2013-2017)の期間最終年度である平成29年度には、更新率を1.2%としている。更に、平成30年度以降も更新率を引き上げ、平成32年度には、更新率を1.5%とすることとしている。

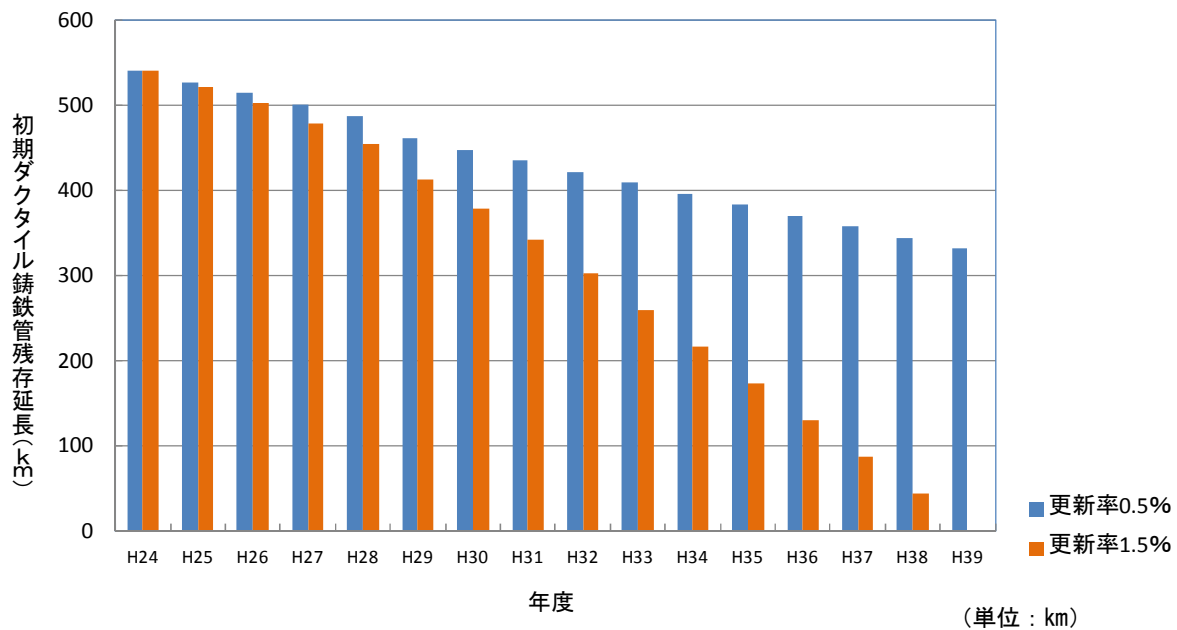
以降、更新率1.5%を維持することにより、平成39年度には初期ダクトイル鑄鉄管*の残存延長は0キロメートルとなる見込みである（表1参照）。

なお、上記条件により配水管更新事業を実施した場合であっても、企業債の未償還残高は横ばいで推移する見込みであり、更新率の引き上げが、上下水道局の財務状況を悪化させるものではない（表2参照）。

※昭和34年～52年にかけて布設された、直管部がダクトイル鑄鉄製で曲管等の異形管が鑄鉄製である管。
布設から50年以内の更新を目指す。

表1

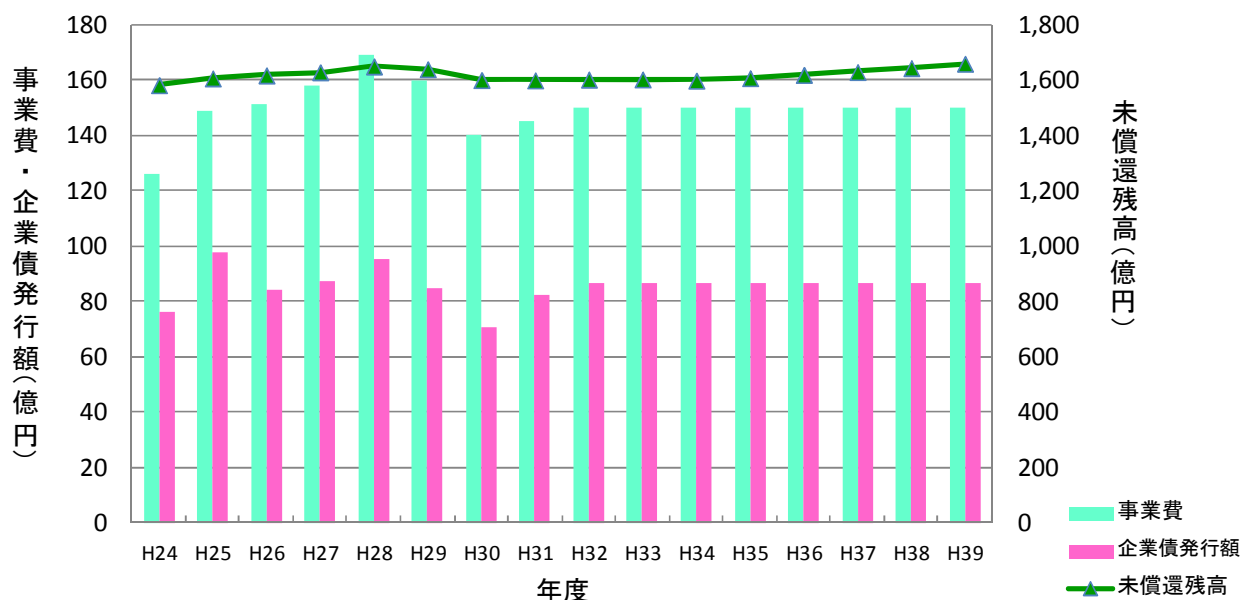
初期ダクトイル鑄鉄管残存延長



	H24	H29	H34	H39
更新率0.5%を継続した場合	540	461	396	331
更新率1.5%を実施した場合		413	216	0

※なお、配水管延長は、H24 末で 2,544 kmである。

表2

配水管更新を含む建設改良事業費
及び建設企業債発行額と未償還残高

災害時等における水の確保について（第1回委員会質問関連）

1 上下水道局での水の確保について

（1）災害時の応急飲料水の必要量・・・約13,500m³

150万人×3リットル（災害発生後の混乱期3日程度の1人1日当たりの必要量）×3日

（2）上下水道局の施設で緊急時確保する水量

	確保量（H25.4 現在）	今後の計画
配水池等	46,483m ³	+1,970m ³ （H28）※1
貯水槽等	6,559m ³	
応急給水槽	356m ³	+100m ³ （H26）※2
計	53,398m ³	上記増加により 55,468m ³

※1 蹴上第1高区配水池改良工事にあわせて緊急遮断弁を設置。

※2 南部営業所（仮称）の建て替えにあわせて設置

2 災害時協力井戸の活用等について

（1）災害時協力井戸は、市民が持つ私設井戸や膜ろ過システム等が導入された企業や病院の専用水道を、災害時に活用しようというもので、618箇所登録されている（平成25年10月10日現在）。

（2）民間企業と「災害時における飲料の提供協力に関する協定書」、「災害時における水の供給に関する覚書」を締結し、飲料水の供給を受けることとなっている。

（（1）、（2）ともに行財政局防災危機管理室所管）

3 他都市との連携について

（1）京都府や近隣市との協定により、緊急時には日量3万m³を相互に融通することが可能である。

都市名等 （協定締結日）	名称	連絡管設置場所	協定水量 （m ³ /日）
京都府営水道 （平成16年8月2日）	京都府（府営水道）と京都市上下水道局の間の応援給水に関する協定	西京区大枝北福西町二丁目	本市・府 20,000
宇治市 （平成15年3月17日）	分水協定書	伏見区向島二ノ丸町及び伏見区桃山町大島（計2箇所）	本市・宇治市 10,000

（2）大都市間では、「19大都市水道局災害相互応援に関する覚書」（水道）や「災害時における連絡・連携体制に関するルール」（下水道）等を締結し、広域的な災害等に備えている。

4 水源の確保について

京都市では、琵琶湖及び宇治川以外の水源を確保することについて、昭和46年から昭和54年にかけて、桂川上流の日吉ダム建設計画への参加を検討した。しかし、水需要の伸びが想定より鈍化し、水量が十分確保できていることや、開発時の負担金が多額となることから、琵琶湖疏水と宇治川で水道用水を確保する方針を決定した。

水源の二重化については、琵琶湖が汚染した場合等における緊急時の水源確保は重要な課題である。

地下水の活用について、緊急時の水道水源を含めて様々な可能性を検討していく。

平成 2 4 年度 京都市上下水道事業決算概要

第 1 概 況

平成 24 年度は、「京(みやこ)の水ビジョン」の前期 5 箇年の実施計画である「京都市上下水道事業 中期経営プラン(2008-2012)」の最終年度に当たり、この計画に掲げる事業を着実に推進するとともに、一層の経営効率化と財政健全化に努めた。また、3 月には、上下水道施設の老朽化対策や災害対策をはじめ今日の事業課題に的確に対応し、将来にわたり安全・安心で市民の皆さまに信頼される上下水道サービスを提供していくための、後期 5 箇年の実施計画である「京都市上下水道事業 中期経営プラン(2013-2017)」を策定した。

1 水道事業及び公共下水道事業

収入において、水需要は、景気の停滞や節水型社会の進展による減少傾向が続いているため、前年度と比べて、水道料金収入は△4 億 59 百万円（△1.7 パーセント）、下水道使用料収入は△5 億 35 百万円（△2.2 パーセント）の減収となった。

一方、支出において、両事業の職員給与費及び支払利息等の削減に努めたが、水道事業では、山ノ内浄水場廃止に伴う未償却資産の除却費及び配水管の破損事故に伴う損害賠償に要する経費を特別損失として計上した結果、当年度純損失が△55 億円と、6 年ぶりの赤字決算となり、29 年ぶりに繰越欠損金が△2 億 1 百万円生じた。また、当年度実質資金過不足額についても、△55 億 51 百万円の赤字決算となった。

公共下水道事業は、当年度純利益が 34 億 35 百万円となり、汚水処理経費が下水道使用料で賄えているかを表す当年度実質資金過不足額が 9 億 17 百万円と、3 年連続の黒字決算となった。

(特徴的な取組)

- ・職員定数の削減（△30 人）
- ・地震対策を含めた上下水道施設の改築更新事業の推進
- ・山ノ内浄水場廃止に向けた整備事業の完了及び給水区域の切替作業
- ・鉛製給水管の単独取替工事の推進（12,800 件→13,037 件）
- ・下水汚泥処理施設の集約化工事の完成
- ・浸水対策及び高度処理事業の推進
- ・水道メーター点検業務の完全民間委託化の実施

2 山間地域における上下水道事業（市長からの受任事業）

地域水道，京北地域水道，京北及び北部地域特定環境保全公共下水道について，必要な施設の整備を進めるとともに，効率的な管理運営に努めた。

（主な取組）

- ・大原簡易水道の再整備事業の推進
- ・京北中部及び細野簡易水道の再整備事業の推進
（小塩浄水場の更新工事の完成）
- ・北部地域特定環境保全公共下水道の整備事業の推進
（大原・静原・鞍馬・高雄地区の一部供用開始）
（高雄地区の整備工事の完成）

第2 水道事業特別会計

收益的收支	收益的收入	280億72百萬元
	收益的支出	277億30百萬元
	經常△損益	3億42百萬元
	特別△損益	△ 58億42百萬元
	當年度純△損益 a	△ 55億00百萬元
資本的收支	繰越△損益	△ 2億01百萬元
	資本的収入	144億08百萬元
	留保資金等充當額	149億37百萬元
	建設改良積立金充當額 b	4億00百萬元
	資本的支出	293億96百萬元
	當年度資金過△不足額 c	3億49百萬元
	當年度實質資金過△不足額 a-b+c	△ 55億51百萬元
	累積實質資金過△不足額	19億51百萬元

1 業務量

(1) 前年度比較

年度 項目	23	24	増 △ 減	
年間給水量(千m ³)	201,464	196,834	△4,630	△ 2.3%
1日最大給水量(千m ³)	601	588	△13	△ 2.2%
年間有収水量(千m ³)	172,917	170,687	△2,230	△ 1.3%
期末使用者数(件)	746,786	750,822	4,036	0.5%

(2) 水需要の推移

年度		20	21	22	23	24
項目						
年間有収水量（千 m ³ ）		177,954	175,892	176,339	172,917	170,687
1戸1箇月当たり 使用水量（m ³ ）	住宅用	16.0	15.9	15.8	15.5	15.3
	事務所用 その他	66.7	65.5	66.7	64.6	62.7
	全体	20.1	19.8	19.7	19.2	18.9

2 主要事業

(1) 水道整備計画（中期経営プラン）

項目		年度	20～24 (中期経営 プラン)	年 度 区 分					
				20	21	22	23	24	
				実績	実績	実績	実績	予算	実績
事業費（億円）			562.50	81.14	111.55	116.08	117.00	128.00	125.74
事業効果	有収率（%）		目標 87.4	86.6	86.4	86.1	85.8	86.6	86.7
	管路の耐震化率（%）		目標 10.3	6.9	7.3	8.0	8.7	9.6	9.4
	主要管路の耐震適合性管の割合（%）※		目標 42.4	37.7	38.6	39.8	40.8	42.0	42.2
	道路部分の鉛製給水管の割合（%）		目標 16.0	31.1	27.9	24.3	20.6	17.1	17.0

注1 事業費欄は、財源ベースである。

2 ※ 導水管，送水管，配水管(φ200mm以上)の総延長に対する耐震適合性管の延長の割合

(2) 平成24年度事業

事業名		決算額	主 な 事 業 内 容	
上水道施設整備事業	取水・導水施設	211	疏水路改良	
	浄水施設	2675	蹴上浄水場	1・2号薬品ちんでん池築造, 粉末活性炭接触池築造, 排水施設改良
			松ヶ崎浄水場	原水pH調整設備設置
			山ノ内浄水場	山ノ内ポンプ場整備
			新山科浄水場	1・2系ろ過池改修, 1・2系ろ過池弁扉等取替
	配水施設	5372	幹線配水管布設替え	0.6km
			支線配水管布設及び布設替え	17.4km
			補助配水管布設及び布設替え	12.5km
その他施設	271	洛西配水場遠隔監視制御施設取替え		
計	8529			
鉛製給水管単独取替事業		2912	鉛製給水管の取替え(道路部分)	
			13,037件	

3 財政状況

(1) 収益の収支

年度		23	24	増	△	減
項目		億百万円	億百万円	億百万円		%
収益の収入	給 水 収 益	264:89	260:30	△ 4:59		△ 1.7
	下水道使用料徴収等 経費負担金等	20:30	20:42		12	0.6
	計	285:19	280:72	△ 4:47		△ 1.6
収益の支出	職員給与費	57:33	55:75	△ 1:58		△ 2.8
	退職手当	10:67	10:67		0	0.0
	小 計	68:00	66:42	△ 1:58		△ 2.3
	物件費	66:17	70:48		4:31	6.5
	減価償却費等	107:32	105:70	△ 1:62		△ 1.5
	支払利息等	36:78	34:70	△ 2:08		△ 5.7
	計	278:27	277:30	△ :97		△ 0.3
経常△損益		6:92	3:42	△ 3:50		—
特別△損益		0	△ 58:42	△ 58:42		—
当年度純△損益		6:92	△ 55:00	△ 61:92		—
未処分利益剰余金		56:99	0	△ 56:99		—
利益処分額		△ 4:00	0		4:00	—
繰越△損益		52:99	△ 2:01	△ 55:00		—

注 消費税及び地方消費税を控除した額である。

(2) 資本の収支

年度		23	24	増	△	減
項目		億百万円	億百万円	億百万円		%
資本の収入	企 業 債	133:88	129:77	△ 4:11		△ 3.1
	工事負担金	4:07	3:15	△ :92		△ 22.6
	基金繰入金	—	6:00		6:00	皆増
	加入金等	6:13	5:16	△ :97		△ 15.8
	計	144:08	144:08		0	0.0
資本の支出	建設改良費	135:48	117:35	△ 18:13		△ 13.4
	企業債償還金	143:39	176:58		33:19	23.1
	基金造成費等	12	3	△ :9		△ 75.0
	計	278:99	293:96		14:97	5.4
収支差引過△不足額		△ 134:91	△ 149:88	△ 14:97		—
損益勘定留保資金等		130:95	149:37		18:42	14.1
建設改良積立金充当額		—	4:00		4:00	皆増
当年度資金過△不足額		7:03	3:49	△ 3:54		—
企業債繰上償還資金 △ 不足額		△ 10:99	—		10:99	—

注 消費税及び地方消費税を含む額である。

(3) 当年度実質資金過△不足額

項目	23	24	増△減
年度	億百万円	億百万円	億百万円
収当益的収支	6.92	△ 55.00	△ 61.92
益年度純△損益			
資本的収支	7.03	3.49	△ 3.54
当年度資金過△不足額			
減債積立金充当額	△ 12.85	—	12.85
建設改良積立金充当額	—	△ 4.00	△ 4.00
当年度実質資金	1.10	△ 55.51	△ 56.61
過△不足額			
累積実質資金	75.02	19.51	△ 55.51
過△不足額			

4 企業債の状況

項目	23 年 度 末	年 度 内 増 △ 減			24 年 度 末
	未 償 還 残 高	発 行 額	償 還 額	差 引	未 償 還 残 高
	億百万円	億百万円	億百万円	億百万円	億百万円
		(53.53)	(△53.53)		
建設企業債	1,623.70	129.79	△171.50	△41.71	1,581.99

注 発行額及び償還額の上段（ ）は、建設企業債借換分で内数である。

5 有収水量1立方メートル当たりの料金と原価

項目	23	24	増 △ 減
年度	円	円	円 %
水道料金 a	153.19	152.50	△ 0.69 △ 0.5
給水原価 b	160.75	162.46	1.71 1.1
その他収入充当分 c	11.56	11.96	0.40 3.5
差 引 a－b＋c	4.00	2.00	△ 2.00 —

注1 その他収入充当分とは、他会計負担金、その他営業収益及び営業外収益である。

2 消費税及び地方消費税を控除して算出している。

第3 公共下水道事業特別会計

収益的収入	449億10百万円
収益的支出	414億75百万円
当年度純△損益 a	34億35百万円
繰越△損益	0百万円
資本的収入	503億97百万円
留保資金等充当額	205億07百万円
資本的支出	734億22百万円
当年度資金過△不足額 b	△ 25億18百万円
当年度実質資金過△不足額 a+b	9億17百万円
累積実質資金過△不足額	△ 13億07百万円

1 業務量

項目	年度	23	24	増 △ 減
年間流入下水量 (千m³)		375,469	352,230	△23,239
年間有収汚水量 (千m³)		189,593	186,407	△3,186
期末使用者数 (件)		733,846	738,038	4,192

注 年間流入下水量は、北部地域特定環境保全公共下水道からの流入を含む。

2 主要事業

(1) 公共下水道整備計画(中期経営プラン)

項目		年度	20～24 (中期経営 プラン)	年度区分				
				20	21	22	23	24
				実績	実績	実績	実績	予算 実績
事業費 (億円)			875.00	159.98	162.53	156.23	156.61	167.00 167.00
事業 効果	雨水整備率 (%)	(10年確率降雨対応)	目標 25.6	17.3	17.3	17.4	19.3	19.5 19.5
	合流式下水道改善率 (%)		目標 57.8	25.5	38.8	38.9	39.0	39.6 39.0
	下水道人口普及率 (%)		目標 99.2	99.2	99.2	99.2	99.3	99.3 99.4
	高度処理人口普及率 (%)		目標 48.3	46.0	47.7	47.9	48.0	48.0 48.0

注1 実績欄は財源ベースである。

注2 下水道人口普及率、高度処理人口普及率については、特定環境保全公共下水道事業を含む。

(2) 平成24年度事業

目的		決算額	主 な 事 業 内 容
公共 下水 道 建 設 事 業	浸水対策	17億70百万円	塩小路幹線 等
	合流式下水道改善	26億68百万円	東山地域：田中3号分流幹線 伏見大手筋地域：大手筋北幹線 等
	汚水整備	5億96百万円	下三栖地区の2haの整備 等
	高度処理	14億88百万円	鳥羽：B系反応タンク築造 等
	地震対策 地震対策を除く 改築更新	19億27百万円	重要管路耐震化、災害用マンホールトイレ、経年管対策 等
		81億33百万円	鳥羽：B系最初ちんでん池築造、B系最終ちんでん池築造、 階段炉焼却設備 伏見：合流系雨水ポンプ機械設備、合流系雨水ポンプ 電気設備、汚泥圧送機械設備、汚泥圧送電気設備 石田：高圧電気設備 吉祥院：監視制御設備 等
		100億60百万円	
	小計	100億60百万円	
	その他	80百万円	鳥羽：大規模太陽光発電設備 等
	計	166億62百万円	
内 訳	交付対象事業	(96億28百万円)	(財源) 国庫補助金50億34百万円、起債87億27百万円、 その他29億1百万円
	単独事業	(70億34百万円)	

3 財政状況

(1) 収益的収支

項目		年度	23	24	増	△	減
			億 百万円	億 百万円	億 百万円		%
収益的 収入	下水道使用料		241.14	235.79	△ 5.35		△ 2.2
	一般入 繰入 雨水処理負担金		203.99	199.64	△ 4.35		△ 2.1
	一般会 計金 その他負担金		10.32	8.56	△ 1.76		△ 17.1
	小 計		214.31	208.20	△ 6.11		△ 2.9
	浄水汚泥処理負担金等		5.22	5.11	△ .11		△ 2.1
	計		460.67	449.10	△ 11.57		△ 2.5
収益的 支出	職員給与費		39.14	37.74	△ 1.40		△ 3.6
	退職手当		7.96	7.96	0		0.0
	小 計		47.10	45.70	△ 1.40		△ 3.0
	物件費		86.27	87.51	1.24		1.4
	減価償却費等		196.70	194.91	△ 1.79		△ 0.9
	支払利息等		94.35	86.63	△ 7.72		△ 8.2
	計		424.42	414.75	△ 9.67		△ 2.3
当年度純△損益			36.25	34.35	△ 1.90		—
未処分利益剰余金			36.25	34.35	△ 1.90		—
利益処分額			△ 36.25	△ 34.35	1.90		—
繰越△損益			0	0	0		—

注 消費税及び地方消費税を控除した額である。

(2) 資本的収支

項目		年度	23	24	増	△	減
			億 百万円	億 百万円	億 百万円		%
資本的 収入	企業債		264.53	435.68	171.15		64.7
	一般会計出資金		20.65	14.45	△ 6.20		△ 30.0
	国庫補助金		51.40	50.34	△ 1.06		△ 2.1
	工事負担金等		2.84	3.50	.66		23.2
	計		339.42	503.97	164.55		48.5
資本的 支出	公共下水道建設事業		156.60	166.62	10.02		6.4
	改良事業等		6.65	7.52	.87		13.1
	企業債償還金		389.54	560.07	170.53		43.8
	水洗便所築造貸付金等		1	1	0		0.0
	計		552.80	734.22	181.42		32.8
収支差引過△不足額			△ 213.38	△ 230.25	△ 16.87		—
損益勘定留保資金等			185.87	205.07	19.20		10.3
当年度資金過△不足額			△ 27.51	△ 25.18	2.33		—

注 消費税及び地方消費税を含む額である。

(3) 当年度実質資金過△不足額

項目	年度	23	24	増△減
		億 百万円	億 百万円	億 百万円
収 益 的 収 支				
当 年 度 純 △ 損 益		36 25	34 35	△ 1 90
資 本 的 収 支				
当 年 度 資 金 過 △ 不 足 額		△ 27 51	△ 25 18	2 33
当 年 度 実 質 資 金				
過 △ 不 足 金 額		8 74	9 17	43
累 積 実 質 資 金				
過 △ 不 足 金 額		△ 22 24	△ 13 07	9 17

4 企業債の状況

項目	23 年 度 末 未 償 還 残 高	年 度 内 増 △ 減			24 年 度 末 未 償 還 残 高
		発 行 額	償 還 額	差 引	
	億 百万円	億 百万円	億 百万円	億 百万円	億 百万円
建 設 企 業 債	3,557 83	(295 78) 385 21	(△ 295 78) △ 551 66	△ 166 45	3,391 38
資本費平準化債	202 47	50 51	△ 24	50 27	252 74
計	3,760 30	435 72	△ 551 90	△ 116 18	3,644 12

注 発行額及び償還額の上段（ ）は、建設企業債借換分で内数である。

5 有収汚水量 1 立方メートル当たりの使用料と汚水処理原価

項目	年度	23	24	増 △ 減
		円	円	円 %
下 水 道 使 用 料 a		127.19	126.49	△ 0.70 △ 0.6
汚 水 処 理 原 価	維 持 ・ 改 良 費	45.91	46.87	0.96 2.1
	企業債元利償還金	80.49	78.25	△ 2.24 △ 2.8
	その他資本的支出	0.10	—	△ 0.10 皆減
	計 b	126.50	125.12	△ 1.38 △ 1.1
その他収入充当分 c		3.91	3.54	△ 0.37 △ 9.5
差 引 a－b＋c		4.60	4.91	0.31 —

注 1 その他収入充当分とは、他会計負担金、その他事業収益及び事業外収益である。

2 消費税及び地方消費税を控除して算出している。

第4 地域水道特別会計

歳入総額	9億13百万円
歳出総額	8億44百万円
差引	69百万円
繰越財源	69百万円
実質収支	0百万円

1 業務量

項目	年度	23	24	増△減
年間給水量 (m³)		705,170	641,483	△63,687 △ 9.0%
年間有収水量 (m³)		431,648	429,128	△2,520 △ 0.6%
期末使用者数 (件)		1,851	1,851	0 0.0%

注 給水中の施設 外畑飲料水供給施設及び11簡易水道(静原、水尾、宕陰、中川、雲ヶ畑、鞍馬・貴船、小野郷、別所・百井、久多、広河原・花脊、大原)

2 主要事業

事業名	決算額	主な事業内容
地域水道整備事業	3億79百万円	再整備事業(送水管及び配水管布設工事、第1浄水場整備工事、実施設計)
		その他 緊急修繕等

3 財政状況

項目	予算現額	決算額	予算現額との比較	備考
歳入	億 百万円	億 百万円	億 百万円	
分担金及び負担金	1	10	9	
使用料及び手数料	85	83	△ 2	
国庫支出金	19	14	△ 5	
繰入金	474	409	△ 65	
市債	326	191	△ 135	
その他	303	206	△ 97	
計	1208	913	△ 295	
歳出				
地域水道費	197	176	△ 21	
地域水道整備費	716	379	△ 337	翌年度繰越額 97百万円
公債費	295	289	△ 6	
計	1208	844	△ 364	
歳入歳出差引額	0	69	69	
翌年度繰越財源	0	69	69	
実質収支額	0	0	0	

4 公債の状況

	23年度末 未償還残高	年度内 発行額	年度内 償還額	年度内 差引	24年度末 未償還残高
簡易水道事業債	億 百万円 6510	億 百万円 191	億 百万円 △ 168	億 百万円 23	億 百万円 6533

第5 京北地域水道特別会計

歳入総額	9億34百万円
歳出総額	9億17百万円
差引	17百万円
繰越財源	17百万円
実質収支	0百万円

1 業務量

項目	年度	23	24	増△減
年間給水量 (m³)		810,741	745,990	△64,751 △ 8.0%
年間有収水量 (m³)		612,864	594,480	△18,384 △ 3.0%
期末使用者数 (件)		2,785	2,778	△7 △ 0.3%

注 給水中の施設 余野飲料水供給施設及び7簡易水道(黒田, 北部, 中部, 弓削, 西部, 熊田, 細野)

2 主要事業

事業名	決算額	主な事業内容
京北地域水道再整備事業	6億62百万円	京北中部簡易水道 山国浄水場整備工事, 小塩浄水場整備工事, 実施設計及び用地買収
		細野簡易水道 浄水場整備工事及び用地買収

3 財政状況

項目	予算現額	決算額	予算現額との比較	備考
歳入	億 百万円	億 百万円	億 百万円	
分担金及び負担金	2	2	0	
使用料及び手数料	1 44	1 41	△ 4	
国庫支出金	2 91	1 65	△ 1 26	
繰入金	6 50	4 17	△ 2 33	
市債	3 85	1 97	△ 1 88	
その他	12	12	0	
計	14 84	9 34	△ 5 50	
歳出	億 百万円	億 百万円	億 百万円	
京北地域水道費	1 44	1 24	△ 20	
京北地域水道整備費	12 34	6 92	△ 5 42	翌年度繰越額 4億46百万円
公債費	1 05	1 01	△ 4	
予備費	1	0	△ 1	
計	14 84	9 17	△ 5 67	
歳入歳出差引額	0	17	17	
翌年度繰越財源	0	17	17	
実質収支額	0	0	0	

4 公債の状況

	23年度末 未償還残高	年度内 発行額	年度内 償還額	年度内 増△減 差引	24年度末 未償還残高
簡易水道事業債	億 百万円 16 98	億 百万円 1 97	億 百万円 △ 59	億 百万円 1 38	億 百万円 18 36

第6 特定環境保全公共下水道特別会計

歳入総額	14億98百万円
歳出総額	14億97百万円
差引	1百万円
繰越財源	1百万円
実質収支	0百万円

1 業務量

(1) 京北特定環境保全公共下水道

項目 \ 年度	23	24	増 △ 減	
年間流入下水量 (m³)	280,502	283,477	2,975	1.1%
年間有収汚水量 (m³)	259,075	261,657	2,582	1.0%
期末使用者数 (件)	937	951	14	1.5%

(2) 北部地域特定環境保全公共下水道

項目 \ 年度	23	24	増 △ 減	
年間有収汚水量 (m³)	6,417	79,088	72,671	著増
期末使用者数 (件)	79	235	156	著増

2 主要事業

事業名	決算額	主な事業内容
北部地域特定環境保全公共下水道整備事業	10億13百万円	管きょ布設、公共ます設置及びマンホールポンプ設備工事(大原、静原、鞍馬及び高雄地区)

3 財政状況

項目		予算現額	決算額	予算現額との比較	備考
歳入	分担金及び負担金	億 百万円 95	億 百万円 1 05	億 百万円 10	
	使用料及び手数料	60	66	6	
	国庫支出金	1 87	1 37	△ 50	
	繰入金	4 83	3 58	△ 1 25	
	市債	17 35	7 67	△ 9 68	
	その他	76	65	△ 11	
計		26 36	14 98	△ 11 38	
歳出	特定環境保全公共下水道費	3 71	2 81	△ 90	翌年度繰越額 3億19百万円
	特定環境保全公共下水道整備費	20 59	10 37	△ 10 22	
	公債費	2 06	1 79	△ 27	
	計	26 36	14 97	△ 11 39	
歳入歳出差引額		0	1	1	
翌年度繰越財源		0	1	1	
実質収支額		0	0	0	

4 公債の状況

	23年度末 未償還残高	年度内増 △ 減			24年度末 未償還残高
		発行額	償還額	差引	
下水道事業債	億 百万円 51 72	億 百万円 7 67	億 百万円 △ 90	億 百万円 6 77	億 百万円 58 49

上下水道事業経営評価について

1 経営評価とは

「京都市上下水道事業経営評価」は、事業の適切な執行管理や継続的な改善を進め、市民サービスの向上を図るとともに、結果を公表することにより、市民の皆様への説明責任を果たし、市民の視点に立った市政の実現を図ることを目的に、毎年度実施している。

経営評価は、「京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例」で義務付けられた特定分野に関する行政評価であり、この行政評価制度の趣旨を踏まえ、上下水道事業を推進する経営戦略のPDCAサイクルのC（チェック）に位置づけ、上下水道局の事業活動を経営指標評価と取組項目評価の2つの方法により客観的に分析・評価している。

（各評価方法と主な特徴）

評価方法	主な特徴
経営指標評価	・6つの評価区分について、上下水道事業それぞれのガイドラインに示されている財務指標を中心とした指標により評価を行い、中長期的な経営分析を実施 ・指標値の前年度数値との比較により、事業の改善度を確認するほか、偏差値による大都市平均との比較を実施
取組項目評価	・毎年度策定している上下水道局事業推進方針に掲げる102の取組項目の目標水準に対する達成度について5段階評価を実施 ・最小事業単位である取組項目ごとの評価結果に基づいて、その上位の22の重点推進施策ごとに5段階評価を実施し、最上位の5つの施策目標の達成状況を分析することにより、体系的な評価を実施

2 平成25年度京都市上下水道事業経営評価（平成24年度事業）について

（1）経営指標評価（本冊P.9～）

水需要の減少により、水道料金収入及び下水道使用料収入は減少したが、職員定数や各種経費を削減することにより、6つの評価区分のうち、水道事業では3つの評価区分（③施設の効率性、④生産性、⑤料金）で、公共下水道事業では2つの評価区分（②資産・財務、⑤使用料）で前年度に比べて指標値が向上した。

（2）取組項目評価（本冊P.39～）

水質への不安払拭のための鉛製給水管の解消や水需要に応じた施設規模の適正化及び施設の再編成、経営環境の変化に対応した経営の効率化などを推進したことにより、22の重点推進施策のうち、A評価が13施策、B評価が9施策となった。

（A：十分に達成されている、B：かなり達成されている、C：そこそこ達成されている、D：あまり達成されていない、E：達成されていない の5段階評価）

また、平成24年度は中期経営プラン（2008－2012）の最終年度であることから、各取組項目の中期経営プランの目標水準に対する達成状況を示している。

3 審議事項（中期経営プラン（2013-2017）における経営評価手法の検討）

（１）単年度の事業に対する評価を実施しているが、中期経営プラン（中長期計画）に対する進捗状況が反映されていない。単年度と併せてどのように評価すべきか。

（２）事業内容の重要性に差があるが、評価については一つの項目として、一律の評価をしている。中期経営プラン（2013-2017）では、特に力を入れて実施する５つの重点項目を設けており、重点項目に位置付けられる重要な項目について、評価のうえでどのように反映させていくべきか。

（例）

重要度大の取組項目評価がaであっても、他の取組項目の評価次第で、上位区分である重点推進施策評価がBとなる。

24年度の 評価	B	
-------------	---	----------------

取組項目	番号	取組項目	24年度の実績	評価結果
	①	〇〇（重要度大）		a（5点）
	②	△△（重要度小）		b（4点）
	③	□□（重要度小）		b（4点）

評価の集約基準	
算出方法	区分
取組項目評価結果を点数化（aを5、bを4、cを3、dを2、eを1）したその平均値 ※小数第2位を四捨五入する。	A：4.6以上
	B：3.6~4.5
	C：2.6~3.5
	D：1.6~2.5
	E：1.5以下



取組項目の評価結果の平均値
 $(5+4+4) \div 3 = 4.3$



平成 25 年 11 月
上下水道局
(担当 総務部経営企画課 672-7709)

「平成25年度上下水道局事業推進方針取組項目」 の実施状況の公表について(上半期)

1 趣旨

上下水道局では、平成20年度からの10年間に取り組むべき課題や目標を示した「京（みやこ）の水ビジョン」をはじめとする経営戦略の下、上下水道事業の着実な推進を図っております。

その一環として、毎年度、京の水ビジョンに掲げる5つの施策目標の実現に向けた単年度の具体的な事業計画や目標水準を取りまとめた「上下水道局事業推進方針」を策定、公表し、定期的にその実施状況を公表することにより、責任執行体制の強化を図るとともに、市民の皆さまへの説明責任を果たしてまいりたいと考えております。

2 公表内容

平成25年度上下水道事業推進方針取組項目上半期実施状況

平成25年度の上下水道局事業推進方針の取組項目一覧

施策目標	重点推進施策	取組項目	ページ
I 毎日安心して使うことができ、災害にも強い水道・下水道を目指します 	1 蛇口を通じた安全・安心な水道水の供給	① 水源から蛇口までの水質管理の強化 ② 原水水質監視の強化 ③ 適正な浄水処理の推進 ④ 直結式給水の拡大 ⑤ 水道未普及地域の解消と京北地域水道・大原簡易水道の再整備	3
	2 地震等の災害に強い上下水道施設の整備	① 水道システムの耐震性向上 ② 導水施設の2系統化によるバックアップ体制の強化 ③ 連絡幹線配水管の布設 ④ 老朽化した下水道管の耐震性向上 ⑤ 下水道施設の地震対策の強化	4
	3 災害・事故等危機時における迅速な対応	① 危機管理対策の強化 ② 防災拠点の充実 ③ 水質の安全管理（上下水道）の充実 ④ 工事及び維持管理作業における安全対策の強化	5
	4 雨に強く安心できる浸水対策の推進	① 地下街等を有する地区の浸水対策 ② 河川整備等と連携した総合的な治水対策の推進 ③ 浸水被害発生箇所の解消 ④ 雨水流出抑制の推進	6
	5 異臭味問題解消のための高度浄水処理施設の整備	① 高度浄水処理施設の整備 ② 原水水質監視の強化（再掲） ③ 適正な浄水処理の推進（再掲） ④ 浄水処理技術等の調査・研究・開発	6
	6 水質への不安払拭のための鉛製給水管の解消	① 鉛製給水管の単独取替えの継続実施 ② 補助配水管や配水管の布設替え等に関連した取替えの推進 ③ 鉛製給水管取替助成金制度の利用促進	6
II 環境への負担の少ない水道・下水道を目指します 	1 市内河川と下流域の水環境を守る下水の高度処理の推進	① 下水の高度処理施設の段階的な整備 ② 良好な処理水質の確保 ③ 微量化学物質や病原性微生物等の調査・研究	7
	2 雨の日も水環境を守る合流式下水道の改善	① 貯留幹線等の整備 ② 雨天時下水処理の改善 ③ 雨水吐口からのゴミ等の流出削減	7
	3 市民のくらしと水環境を守る下水道整備の拡大	① 北部地域の汚水整備の推進 ② 未整備箇所の汚水整備の推進 ③ 未接続の解消に向けた普及勧奨の推進	8
	4 環境保全の取組の推進	① 再生可能エネルギーの利用拡大等による温室効果ガスの削減 ② 環境マネジメントシステムの継続的運用 ③ 資源循環の推進 ④ 京都のまちの景観に配慮した施設の整備 ⑤ 環境報告書の作成・公表	8
III 将来にわたって使い続けられるよう水道・下水道の機能維持・向上に努めます 	1 道路の下でくらしを支える管路施設の改築更新	① 水道配水管の更新の推進 ② 下水道管路施設の計画的な点検・改築更新 ③ 漏水防止と有収率の向上 ④ 浸入水の削減	9
	2 基幹施設の機能維持・向上のための改築更新	① 浄水施設等の改築更新 ② 水環境保全センター及びポンプ場の改築更新 ③ 水道未普及地域の解消と京北地域水道・大原簡易水道の再整備（再掲）	9
	3 水需要に応じた施設規模の適正化及び施設の再編成	① 3浄水場体制での安定給水の確保 ② 水環境保全センターの施設規模の適正化 ③ 鳥羽・吉祥院処理区の統合 ④ 浄水場排水の下水道での一体処理化	10

施策目標	重点推進施策	取組項目	ページ
IV 皆さまのご要望におこたえし、信頼される事業を展開します 運営方針 重点項目4 お客さまの満足度の向上	1 お客さまが利用しやすい仕組みづくり	① お客さまの利便性の向上 ② お客さまが利用しやすい窓口づくり ③ お客さまへの情報提供の充実	11
	2 積極的に行動するサービスの充実	① 上下水道局営業所の抜本的再編 ② 出前トークや環境教育の充実 ③ お客さま訪問サービスの実施 ④ 貯水槽水道の管理への助言・指導の充実	11
	3 広報・広聴の充実と積極的な情報開示による事業の透明性の確保	① 広報・広聴計画の策定・充実 ② 積極的な情報発信と分かりやすい情報開示等による広報機能の充実 ③ 広報関連イベントの展開 ④ お客さまの声を反映するための広聴機能の充実	12
	4 お客さま満足度の向上を目指した料金施策の推進	① 料金制度・料金体系の見直し ② 多様な料金支払方法の導入 ③ 口座振替利用者へのサービス拡大 ④ 民間分譲マンションの水道メーター各戸検針・各戸徴収サービスの実施	12
	5 地域の皆さまや流域関係者とのパートナーシップの推進	① 流域における連携の推進 ② 下水道利用に関する啓発・指導 ③ 琵琶湖疏水の適切な維持管理	13
V 経営基盤を強化し、将来にわたり安定した経営を行います 運営方針 重点項目5 経営基盤の強化	1 経営環境の変化に対応した経営の効率化	① 事業の効率化の推進 ② 民間活力の導入の推進 ③ 地域事業の水道・公共下水道事業への統合 ④ 経営分析手法の充実や積極的な経営情報の開示 ⑤ 経営評価の活用等によるPDCAサイクルの推進 ⑥ 企業力向上のための組織改革の推進 ⑦ 業務の高度情報化の推進	14
	2 持続可能な事業運営のための財務体質の強化	① 企業債残高の削減 ② 未納金徴収体制の強化 ③ 保有資産の有効活用 ④ 上下水道サービスを継続していくための効率的な再投資 ⑤ 水道・下水道工事等におけるコストの縮減 ⑥ 経営の健全性を確保するための引当金の新設・見直し ⑦ 新たな増収策の検討・推進 ⑧ 給与制度の点検・見直し	15
	3 上下水道一体体制の効率的な事業運営	① 上下水道会計の連結と一体的な財務運営の推進 ② 上下水道技術の一元監理の推進 ③ 水道・下水道の水質管理業務の一元化 ④ 浄水場排水の下水道での一体処理化（再掲）	16
	4 人材の育成や技術の継承・発展と国際貢献の推進	① 人材活性化に向けた取組の強化 ② 職員の意欲・やる気を引き出す取組の充実 ③ 職員の能力発揮のための職場環境の整備 ④ 国際協力事業の推進と国際貢献を支える人材の育成 ⑤ 知識・経験や技術・技能の継承 ⑥ 大学や研究機関との連携等による技術の開発及び向上	17

上下水道局事業推進方針は、京（みやこ）の水ビジョンに掲げた5つの施策目標の達成に向けて取り組んでいく、具体的な事業計画や目標水準を取りまとめた単年度の実施計画です。

京（みやこ）の水ビジョンをはじめとする上下水道事業経営戦略や、平成25年度の主な事業については、「平成25年度上下水道局運営方針」として取りまとめ、公表しています。

※運営方針に掲げた5つの重点項目については、3ページ以降の取組項目名に◎の記載を記しています。

I-1 蛇口を通じた安全・安心な水道水の供給

蛇口を通じて安全・安心な水道水を、安定して効率的に供給します。

取組項目	担当課	平成25年度事業計画	上半期の実施状況
① 水源から蛇口までの水質管理の強化	水質第1課、 水道部管理課、 水道部施設課、 各浄水場、 配水課、 水道管路管理センター北部配水管理課、 加圧施設管理事務所	・水安全計画の検証，見直し	・計画に基づく水質管理を実施中
		・水道水質検査計画の策定・実践	・水質検査計画に基づき，原水及び水道水の検査を実施し，結果をホームページで公表
		・検査精度の維持向上	・水道GLPIに基づき，精度の高い検査を実施
② 原水水質監視の強化	水質第1課、 水道部管理課、 水道部施設課、 各浄水場、 疏水事務所	・琵琶湖の定期及び臨時の水質調査を継続	・定期調査(6回)を適正に実施 ・異臭発生時に臨時調査(6回)を実施
		・魚類監視装置等を新たに追加した水質自動監視装置により原水水質監視を強化	・魚類監視装置及びクロロフィル計(蛍光強度計)を設置し，7月から本格運用を開始
		・滋賀県や大津市と琵琶湖の水質情報を共有	・滋賀県との情報交換会を7月19日に大津市で実施 ・生ぐさ臭，かび臭の原因生物の動向について，滋賀県及び大津市と週1～2回の頻度で情報交換を実施
③ 適正な浄水処理の推進			
原水pH調整施設の整備	水道部管理課、 水道部施設課、 蹴上浄水場、 松ヶ崎浄水場、 水質第1課	・原水pH調整設備の整備完了(松ヶ崎，蹴上浄水場)	・松ヶ崎浄水場 原水pH調整設備運転開始(7月～) ・蹴上浄水場 原水pH調整設備設置工事施工着手
配水水質監視装置の拡充	水質第1課、 水道部管理課、 配水課、 水道管路管理センター北部配水管理課、 加圧施設管理事務所、 水道部施設課	・市内35箇所の給水栓で水道水の毎日検査を実施	・市内35箇所の給水栓で水道水の毎日検査を継続実施中
		・給水区域再編後の市内の残留塩素濃度を調査	・夏季臨時給水栓水残留塩素調査実施
④ 直結式給水の拡大	給水課、 配水課	・貯水槽水道管理者へのPR強化	・直結式給水の申請件数 197件(9月末) (目標：増加件数250件/年)
		・局HPへの直結式給水に関する情報を掲載	
⑤ 水道未普及地域の解消と京北地域水道・大原簡易水道の再整備			
水道未普及箇所の解消に向けた取組	水道部管理課	・解消に向けた継続的な取組の実施	・解消に向け継続的に取組中
京北地域水道(京北中部、細野)の再整備	地域事業課	・京北中部簡易水道再整備工事の実施	・山国浄水場の土木工事は約30%，建築工事は約50%，機械・電気設備工事は工場製作を進め約25%の進捗
			・小塩(高区)配水管布設及び山国配水池築造等工事は8月に工事に着手し，約10%の進捗。小塩(低区)配水管布設は，10月の発注に向け設計中。山国配水管布設工事は設計を完了(契約手続中)
		・小塩浄水場(京北中部)の再整備施設の稼働	・稼働済み(4月)
		・細野簡易水道再整備工事の実施	・細野浄水場の土木工事は約80%，建築工事は約20%，機械・電気設備工事は30%・45%の進捗
・細野の配水池築造等工事は8月に工事に着手し，約2%の進捗 ・配水管布設のうち1件は，9月に契約。残る1件は11月の発注に向け設計中			
大原簡易水道の再整備	地域事業課	・大原簡易水道再整備工事の実施	・第1浄水場の機械棟建築工事は，約30%の進捗
			・第1浄水場の機械・電気設備工事の2件，送水管及び配水管布設工事の2件は10月の発注に向け設計中

I-2 地震等の災害に強い上下水道施設の整備

地震等の災害に強い上下水道施設を整備するとともに、災害リスクを分散し、被災しても被害が少なく、早期に復旧が可能な水道・下水道を構築します。

取組項目	担当課	平成25年度事業計画	上半期の実施状況
① 水道システムの耐震性向上 ◎	水道部管理課、 給水課、 配水課、 水道管路建設事務所	・配水管耐震化工事の実施 28km (布設替え20km新設8km)	・配水管耐震化工事発注延長の割合56%
		・補助配水管耐震化工事の実施 14km (布設替え8km新設6km)	・補助配水管耐震化工事発注延長の割合61%
	水道部管理課、 水道部施設課、 新山科浄水場、 疏水事務所	・蹴上第1高区配水池改良工事着手	・蹴上第1高区配水池改良工事契約手続中
② 導水施設の2系統化によるバックアップ体制の強化 ◎	水道部管理課、 水道部施設課、 新山科浄水場、 疏水事務所	・新山科浄水場第2導水トンネル築造の実施設計	・新山科浄水場第2導水トンネル築造の調査委託契約手続中
③ 連絡幹線配水管の布設 ◎	配水課、 水道管路建設事務所	・御陵連絡幹線配水管の布設工事実施	・御陵連絡幹線配水管布設(その10)工事契約完了、早期の工事着手に向け準備中
④ 老朽化した下水管の耐震性向上 ◎	下水道建設事務所、 設計課、 計画課	・老朽化した管の調査、管更生及び布設替工事の実施 20km	・経年管対策(43)～(48) 工事実施中 ・管路内調査委託 完了(20km) ・経年管老朽化対策(1)(2)(3)(4)(5) 設計中
⑤ 下水道施設の地震対策の強化 ◎	下水道建設事務所、 設計課、 計画課	・重要な管路の耐震化工事実施 8km	・管路地震対策(9)・(10) 工事実施中 ・管路地震対策(11) 工事 設計完了、契約手続中
		・水環境保全センターの管廊継手部の地震対策工事実施	・水環境保全センターの管廊継手部の地震対策工事(4) 工事完了 ・下水道施設継手部地震対策工事(5) 設計完了、工事実施中
		・災害用マンホールトイレの整備工事実施	・地震対策(9) 工事実施中 ・災害用マンホールトイレ 設計中

I-3 災害・事故等危機時における迅速な対応

あらゆる危機においても迅速に対応できるよう、危機管理対策を強化します。
防災機能を強化するとともに、応急給水訓練の実施により、拠点給水活動が迅速に行える体制を構築します。

取組項目	担当課	平成25年度事業計画	上半期の実施状況
① 危機管理対策の強化 ◎	総務課、 水道部管理課、 下水道部管理課、 技術監理室監理課	・危機管理に関する各種計画の点検、整備 ・上下水道局業務継続計画(震災対策編)の策定	・第3四半期に実施予定 ・京都市上下水道局業務継続計画(震災対策編)策定委員会事務局会議の開催(計13回)
② 防災拠点の充実 ◎	資器材・防災センター、 総務課、 お客さまサービス推進室	・応急給水資機材配付計画の策定 ・応急給水資機材及び防災用消耗品購入 ・応急給水訓練の継続実施	・応急給水資機材配付計画策定 ・今年度の仮設給水栓の配備完了(市立小・中学校等52校) ・応急給水資機材配付計画に基づき、計画通り購入 ・各事業所で年2回の訓練を実施予定(第1四半期及び第3四半期) ・九条営業所(6/5)、資器材・防災センター(6/6)、東山営業所(6/7)、山科営業所(7/17)実施済
③ 水質の安全管理(上下水道)の充実			
水質の安全管理(水道) (I-1-②再掲)	水質第1課、 水道部管理課	・琵琶湖の定期及び臨時の水質調査を継続	・定期調査(6回)を適正に実施 ・異臭発生時に臨時調査(6回)を実施
		・魚類監視装置等を新たに追加した水質自動監視装置により原水水質監視を強化	・魚類監視装置及びクロロフィル計(蛍光強度計)を設置し、7月から本格運用を開始
		・滋賀県や大津市と琵琶湖の水質情報を共有	・滋賀県との情報交換会を7月19日に大津市で実施 ・生ぐさ臭、かび臭の原因生物の動向について、滋賀県及び大津市と週1~2回の頻度で情報交換を実施
危機発生時の体制整備	水質第1課、 水道部管理課、 下水道施設課	・要綱、マニュアル等の更新及び危機管理訓練の実施	・平成25年度版として要綱等を改正(4月~5月)
水質の安全管理(上下水道)	水質第1課、 水質第2課	・放射能の平常時モニタリングの実施及び結果の公表	・地域防災計画原子力災害対策編に基づき、水道原水及び水道水の測定を実施し、局ホームページで公表 (水道事業)6回(4~9月)実施 (地域水道事業)2回実施(4月、7月) ・下水道汚泥(焼却灰)と、放流水の放射性物質の測定を8月15日・29日に行い、局ホームページで公表
④ 工事及び維持管理作業における安全対策の強化	監理課	・安全管理部会による取組の検討	・安全管理部会を2回(7月・9月)に開催し、過去の安全対策の通知を活用し、取組の徹底を図った
		・安全パトロールを年2回実施	・第1回安全パトロールを実施(9月24日 砂川ポンプ場)
		・安全講習会の実施	・1月に開催予定の安全管理講習会の実施内容を部会(7月)で検討した

I-4 雨に強く安心できる浸水対策の推進

浸水が起こりやすい箇所を速やかに解消し、10年に一度の大雨（1時間に62mm）に対する安全度を確保します。
地下施設の浸水等による人命や都市機能の重大な被害を防ぐとともに、市民・事業者等と連携して雨水流出抑制を引き続き推進するなど、ハード・ソフト両面で雨に強いまちづくりを着実に進めます。

取組項目	担当課	平成25年度事業計画	上半期の実施状況
① 地下街等を有する地区の浸水対策 ◎	下水道建設事務所、計画課、設計課	・京都駅周辺地区における塩小路幹線の整備工事実施	・塩小路幹線(1) 工事実施中
		・山科駅周辺地区における山科三条雨水幹線の整備工事実施	・山科三条雨水幹線工事 工事実施中
② 河川整備等と連携した総合的な治水対策の推進 ◎	下水道建設事務所、計画課、設計課	・阪急桂駅東側地域(新川流域)における新川6号幹線の設計	・新川6号幹線 設計中
③ 浸水被害発生箇所の解消 ◎	下水道部管理課、下水道建設事務所、計画課、設計課、各下水道管路管理センター	・雨に強いまちづくり推進計画に基づく取組の推進	・合同で地区別検討会を開催した後、地区毎に検討会を実施
④ 雨水流出抑制の推進 ◎	下水道部管理課、設計課、下水道建設事務所	・雨水貯留施設設置助成金制度の実施 120件	・助成件数67件(9月末)
		・雨水浸透ます設置助成金制度の実施 40基	・助成件数0基(9月末)
		・雨水貯留や雨水浸透による雨水流出抑制の推進	・公共建築物や開発行為等における雨水流出抑制施設の設置について指導を実施中

I-5 異臭味問題解消のための高度浄水処理施設の整備

水道水の異臭味を解消し水質基準を遵守するために、蹴上浄水場に高度浄水処理施設を整備します。

取組項目	担当課	平成25年度事業計画	上半期の実施状況
① 高度浄水処理施設の整備	水道部施設課、水道部管理課、蹴上浄水場、水質第1課	・平成27年度着手予定	・平成27年度着手予定
② 原水水質監視の強化(Ⅰ-1-②再掲)			
③ 適正な浄水処理の推進(Ⅰ-1-③再掲)			
④ 浄水処理技術等の調査・研究・開発	水質第1課、水道部管理課、水道部施設課	・日常的な水質情報の収集及びより適切な浄水技術の検討	・粉末活性炭のかび臭吸着能力に関する規格試験(納入時)及び微粉炭による除去実験(5月)を実施

I-6 水質への不安払拭のための鉛製給水管の解消

平成29年度までに道路部分に残存する鉛製給水管を全て解消します。

取組項目	担当課	平成25年度事業計画	上半期の実施状況
① 鉛製給水管の単独取替の継続実施	給水課	・道路部分の取替件数 12,600件	・鉛製給水管単独取替工事による道路部分の鉛製給水管解消件数 5,280件(9月末現在) <道路部分の鉛製給水管の割合 15.4%>
② 補助配水管や配水管の布設替え等に関連した取替の推進	給水課、配水課、水道管路管理センター、水道管路建設事務所	・道路部分の取替件数 5,100件	・補助配水管や配水管の布設替え等に関連した道路部分の鉛製給水管解消件数 2,585件(9月末現在) <道路部分の鉛製給水管の割合 15.4%> (1-6-①再掲)
③ 鉛製給水管取替助成金制度の利用促進	給水課	・助成件数 80件	・助成件数29件(9月末現在) ・戸別訪問件数1,103件(9月末現在)

Ⅱ-1 市内河川と下流水域の水環境を守る下水の高度処理の推進

閉鎖性水域である大阪湾・瀬戸内海の富栄養化を防止するためには、窒素除去が急務であることから、窒素除去に重点をおいた下水の高度処理を、処理施設の更新時期にあわせて段階的・効率的に推進します。
法に定められた水質基準よりも厳しく設定した独自の処理水質目標と管理基準値によって水質監視を行います。

取組項目	担当課	平成25年度事業計画	上半期の実施状況
① 下水の高度処理施設の段階的な整備 ◎	計画課、 設計課、 下水道建設事務所、 下水道部施設課	・鳥羽水環境保全センターB系高度処理施設の整備工事実施	・鳥羽B系反応タンク設備工事 工事実施中
② 良好な処理水質の確保	水質第2課、 下水道部施設課、 各水環境保全センター	・処理水の継続監視	・マニュアルに基づく適切な水質検査を実施
		・処理水質目標及び管理基準値の継続的な見直し	・処理水の水質目標値と管理基準値の見直しを3月に行い、5月21日に開催された環境委員会で見直した管理基準値の承認受諾
		・管理基準値不適合事例の文書化	・管理基準値の不適合の原因及び対策の文書化を随時実施
③ 微量化学物質や病原性微生物等の調査・研究	水質第1課、 水質第2課、 下水道部施設課	・継続的な情報収集と調査研究の実施及びその成果発表	・水質第1課・2課の技術協力会議を5月23日に開催し、情報交換を実施 ・7月1日に水質第2課で行った調査研究に関する課内研究発表会を開催し、7月30日に下水道研究発表会で発表

Ⅱ-2 雨の日も水環境を守る合流式下水道の改善

雨天時に合流式下水道から流出する未処理下水やゴミ等を削減する改善対策を、目標年度※（平成35年度）を見据え、積極的に推進します。

取組項目	担当課	平成25年度事業計画	上半期の実施状況
① 貯留幹線等の整備 ◎	下水道建設事務所、 計画課、 設計課、 下水道部管理課	・西部山ノ内地域における七条西幹線の整備工事実施	・七条幹線ゲート設備工事 設計完了、工事実施中
		・河原町北部地域における七条東幹線の整備工事実施	・七条東幹線(1-3) 工事実施中
		・砂川雨水滞水池の整備工事実施	・砂川雨水滞水池築造工事 工事実施中 ・砂川雨水滞水池設備工事 発注時期を来年度に延期
		・朱雀地域における朱雀北幹線の整備工事実施	・朱雀北幹線(1) 工事実施中
② 雨天時下水処理の改善 ◎	計画課、 下水道部施設課、 設計課	・砂川雨水滞水池の整備工事実施	・砂川雨水滞水池築造工事 工事実施中 ・砂川雨水滞水池設備工事 発注時期を来年度以降に延期
	水質第2課	・雨天時水質検査の実施とその結果に基づく改善効果の確認	・上半期では、測定対象とする降雨(10～30ミリの発生がなかったため、試験が実施できなかった。そのため、8月に委託期間延長の契約変更を行い、引き続きモニタリング体制を継続
③ 雨水吐口からのゴミ等の流出削減	下水道建設事務所、 計画課、 設計課、 下水道部管理課、 各下水道管路管理センター	・鴨川、西高瀬川、濠川等における雨水吐改善工事実施	・朱雀北幹線(1) 工事実施中 ・経年管対策(47)において夾雑物の対策施設の設置工事 実施中

Ⅱ-3 市民のくらしと水環境を守る下水道整備の拡大

計画区域内の未整備箇所や北部地域など必要な下水道整備を推進します。

取組項目	担当課	平成25年度事業計画	上半期の実施状況
① 北部地域の污水整備の推進	地域事業課	・大原地区の整備工事実施	・継続工事4工区のうち、3工区(その10,12,13)が完成し、残る1工区は工事を継続 ・新規工事は4工区(その14~17)の工事実施中 ・新規工事のマンホールポンプ設備工事は設計完了(契約手続き中)
		・静原地区の整備工事完了	・継続工事であるその5工事の完成 ・新規工事のマンホールポンプ設備工事は設計完了(契約手続き中)
② 未整備箇所の污水整備の推進	下水道建設事務所、設計課	・污水整備の推進	・下三栖(19)等の污水整備工事実施中
③ 未接続の解消に向けた普及勧奨の推進	地域事業課京北分室	・普及勧奨を継続的に推進	・未接続者に対する戸別訪問指導(予定件数323件)の業務委託について、契約手続中 9月末現在で新規接続者数は2件(いずれもくみ取りからの切替え)
	下水道部管理課	・普及勧奨を継続的に推進	・普及勧奨を継続中

Ⅱ-4 環境保全の取組の推進

環境マネジメントの継続的な取組により、省エネルギー対策、未利用エネルギーや資源の有効活用を一層図り、京都議定書誕生の地として、地球温暖化対策に積極的な役割を果たします。

取組項目	担当課	平成25年度事業計画	上半期の実施状況
① 再生可能エネルギーの利用拡大等による温室効果ガスの削減 ◎			
太陽光発電設備の設置等による未利用エネルギーの有効活用	水道部管理課、水道部施設課、各浄水場、下水道部管理課	・太陽光発電設備の稼働開始(新山科浄水場)	・新山科浄水場 大規模太陽光発電設備設置工事 継続実施中 ・松ヶ崎浄水場 大規模太陽光発電設備設置工事 契約手続中
		・太陽光発電設備の稼働開始(鳥羽水環境保全センター)	・鳥羽太陽光発電設備設置 工事完了・稼働開始
温室効果ガスの排出削減	水道部施設課、各浄水場	・省エネルギー機器の採用、使用電力の削減	・松ヶ崎下水放流設備改良工事継続実施中 ・洛西配水場 受配電設備取替工事継続実施中 ・洛西配水場 ポンプ設備取替工事継続実施中
		・総電力使用量、温室効果ガスの削減	・高効率機器への更新、ポンプ運転台数の最適化、照明や空調の運用見直しによる総電力使用量、温室効果ガス排出の削減を継続推進中 ・浄水場電力使用量22年度比37.0%削減
	下水道建設事務所、水道部施設課、設計課、各水環境保全センター	・省エネルギー機器の採用、使用電力の削減 ・水環境保全センター全体の電力使用量の削減	・鳥羽B系最終沈殿池設備工事 工事実施中 ・鳥羽B系反応タンク設備工事 工事実施中 ・上半期は16年度比21.9%削減
② 環境マネジメントシステムの継続的運用	総務課、経営企画課、水道部施設課、下水道部施設課、監理課	・本庁舎・事業所等における環境マネジメントシステム(EMS)の運用、省エネルギー等の推進	・KYOMSの取組を継続中
		・浄水場の独自の環境マネジメントシステム(EMS)の構築・運用、水道水質の維持・向上	・独自EMS運用中
		・水環境保全センターにおける環境マネジメントシステム(EMS)の運用、放流水質の維持・向上 ・水環境保全センター全体の電力使用量の削減	・平均放流水質の維持 ・上半期は16年度比21.9%削減(Ⅱ-4-①再掲)
③ 資源循環の推進 ◎	下水道部施設課、計画課、設計課、鳥羽水環境保全センター水質第2課	・消化ガス有効活用の検討	・消化ガス有効活用法について、他都市へのヒアリングや視察等を通じて情報を収集中 ・消化槽等の再整備の検討を実施中
		・脱水ケーキ及び焼却灰のセメント原料化	・鳥羽脱水ケーキ搬出設備工事 工事実施中 ・セメント原料化委託業務契約済(9月20日より、焼却灰の搬出開始した)
④ 京都のまちの景観に配慮した施設の整備	水道部管理課、水道部施設課、配水課	・風致地区等における景観配慮を継続実施(蹴上第1高区配水池改良工事着手)	・蹴上第1高区配水池改良工事契約手続中
⑤ 環境報告書の作成・公表	監理課、水道部施設課、下水道部施設課	・環境報告書の発行	・報告書作成のための整理作業を完了し、案の作成に着手(8~9月)
		・局主催行事に合わせた広報活動の実施	・蹴上浄水場及び鳥羽水環境保全センター一般公開でのパネル展示の実施

Ⅲ-1 道路の下でくらしを支える管路施設の改築更新

計画的かつ効率的に改築更新を行い、非常時を含め、一日たりとも休むことができない水道・下水道の機能を維持・向上させるとともに、漏水や道路陥没事故を防ぎます。
 水道管路については、強度の劣る鋳鉄管を、高性能ダクタイル鋳鉄管へ布設替えを加速させ、水道水を安定的に供給します。
 下水管路については、老朽化した箇所や社会的な影響の大きな箇所から、計画的に改築更新を進めます。

取組項目	担当課	平成25年度事業計画	上半期の実施状況
① 水道配水管の更新の推進 ◎	水道部管理課、 給水課、 配水課、 水道管路建設事務所	・配水管布設替工事の実施20km (洛西地域における腐食対策分5.7kmを含む)	・配水管布設替工事発注延長の割合62%
		・補助配水管布設替工事の実施 8km	・補助配水管布設替工事発注延長の割合 60%
② 下水道管路施設の計画的な点検・改築更新 ◎	下水道部管理課、 下水道建設事務所、 設計課、 計画課、 各下水道管路管理センター	・老朽化した管路の調査、管更生及び布設替 工事実施 20km	・経年管対策(43)～(48) 工事実施中 ・管路内調査委託 完了(20 km) ・経年管老朽化対策(1)(2)(3)(4)(5) 設計 中
		・重要な管路の耐震化工事実施 8km	・管路地震対策(9)・(10) 工事実施中 ・管路地震対策(11)工事・設計完了、契約手 続中
③ 漏水防止と有収率の向上	水道部管理課、 給水課、 配水課、 水道管路管理センター、 水道管路建設事務所	・配水管及び補助配水管布設替工事の実施 28km (Ⅲ-1-①再掲)	・配水管及び補助配水管布設替工事発注延 長の割合61%
		・鉛製給水管取替工事の実施 17,700件 (Ⅰ-6-①、②再掲)	・取替工事7,865件(9月末現在)
④ 浸入水の削減	下水道部管理課、 みなみ下水道管路管理セ ンター、 下水道施設課、 石田水環境保全センター	・山科処理区で浸入水の削減対策の調査を行 い、対策工事の実施及びその他の対策の検 討	・浸入水削減対策効果に関する調査業務委託 を発注

Ⅲ-2 基幹施設の機能維持・向上のための改築更新

計画的かつ効率的に改築更新を行い、非常時を含め、一日たりとも休むことができない水道・下水道の機能を維持・向上させます。

取組項目	担当課	平成25年度事業計画	上半期の実施状況
① 浄水施設等の改築更新 ◎	水道部管理課、 水道部施設課、 各浄水場、 疏水事務所	・蹴上第1高区配水池改良工事着手	・蹴上第1高区配水池改良工事契約手続中
		・洛西配水場電気・ポンプ設備取替工事完了	・洛西配水場電気・ポンプ設備取替工事継続 実施中
② 水環境保全センター及びポンプ場の改築更新 ◎	設計課、 下水道建設事務所、 ポンプ施設事務所、 下水道部管理課、 下水道施設課、 各水環境保全センター	・鳥羽水環境保全センターB系最初沈殿池・最終沈殿池 改築更新工事実施	・鳥羽B系最初沈殿池設備工事 工事実施中 ・鳥羽B系最終沈殿池設備工事 工事実施中
③ 水道未普及地域の解消と京北地域水道・大原簡易水道の再整備(Ⅰ-1-⑤再掲)			

Ⅲ-3 水需要に応じた施設規模の適正化及び施設の再編成

蹴上・松ヶ崎・新山科の3浄水場体制により、水道水を安定的に供給します。

取組項目	担当課	平成25年度事業計画	上半期の実施状況
① 3浄水場体制での安定給水の確保	水道部管理課、 水道部施設課、 蹴上・山ノ内浄水場、 配水課、 加圧施設管理事務所、 お客さまサービス推進室、 各営業所	・御陵連絡幹線配水管の布設工事実施(Ⅰ-2-③再掲)	・御陵連絡幹線配水管布設(その10)工事契約完了, 早期の工事着手に向け準備中
		・給水区域切替え作業の実施(3回)	・給水区域切替え作業を実施(3回), 完了
		・総務部と水道部とが連携して, 市民目線に立ったきめ細やかな応急給水活動及び広報活動の実施	・市民目線に立ったきめ細やかな応急給水活動及び広報活動の実施(給水区域切替え作業完了(6月12日)) ・「京(みやこ)の水道管おそうじプロジェクト」における, 水道部と連携した窓口体制の構築及び応急給水活動の実施(9月19日及び26日実施)
② 水環境保全センターの施設規模の適正化	計画課、 設計課、 下水道部施設課	・鳥羽水環境保全センターB系高度処理施設の整備工事実施(Ⅲ-1-①再掲)	・鳥羽B系反応タンク設備工事 工事実施中
③ 鳥羽・吉祥院処理区の統合 ◎	下水道部施設課、 計画課、 設計課	・処理区の統合	・吉祥院処理区を鳥羽処理区へ統合し, 鳥羽水環境保全センター吉祥院支所に改編 ・幹線管路の切替えに係る調査・検討を実施中
④ 浄水場排水の下水道での一体処理化 ◎	水道部管理課、 水道部施設課、 各浄水場、 水質第1課、 計画課、 下水道部施設課	・松ヶ崎浄水場下水放流設備改良工事実施	・松ヶ崎浄水場下水放流設備改良工事継続実施中
		・新山科浄水場排水処理汚泥圧送管布設工事の実施	・新山科浄水場排水処理汚泥圧送管布設工事継続実施中

IV-1 お客さまが利用しやすい仕組みづくり

生活時間が多様化するお客さまニーズに的確に対応するため、様々な機会や手法を活用して各種受付ができるようサービスを検討し、より一層お客さまが利用しやすいサービスの推進に努めます。
高度化するお客さまニーズにも対応した、より高水準なサービスを展開するための仕組みづくりを進めます。

取組項目	担当課	平成25年度事業計画	上半期の実施状況
① お客さまの利便性の向上	お客さまサービス推進室、各営業所、総務課	・様々な機会や手法を活用した受付の検討及び実施	・電話・インターネット等による受付状況の現状を分析
② お客さまが利用しやすい窓口づくり			
お客さま窓口サービスの更なる向上	お客さまサービス推進室、各営業所	・お客さまが利用しやすい窓口づくりを推進するための施策の検討・実施	・高齢のお客さま等への対応研修の実施内容を検討 ・外国人のお客さまへの対応について、課題等の抽出
営業所の建て替え	総務課、経営企画課、監理課、お客さまサービス推進室	・南部営業所(仮称)(伏見・九条営業所担当区域)用地取得、建替準備	・庁舎のデザイン案の検討や用地取得等に係る関係局との調整を行うなど、今年度から建設工事に着手できるよう、条件整理を実施
		・西部営業所(仮称)(右京・西京営業所担当区域)建替準備	・関係する部署の部長級及び課長級会議を開催し、課題に係る情報を共有
③ お客さまへの情報提供の充実			
上下水道に関する情報検索システムの構築	総務課	・ホームページ等の管理・運営	・ホームページ、ツイッターの随時更新
管路情報管理システムのデータ更新と機能拡充	水道部管理課、配水課、給水課、お客さまサービス推進室	・埋設管図面写しの発行	・今年度サービス開始のため、計画どおりに準備作業を実施
		・最新データへの迅速な更新及び機能拡充	・計画どおりに更新作業を実施
	下水道部管理課	・埋設管図面写しの発行手法の改善検討及び実施	・図面の発行方法の簡素化及び発行金額の改正に向けた準備作業が完了
		・最新データへの迅速な更新及び機能拡充	・新規システムの開発を実施中

IV-2 積極的に行動するサービスの充実

上下水道に関する総合窓口である営業所を抜本的に再編することでより一層効果的な業務執行体制を構築するとともに、必要に応じてお客さまのところに訪問する「積極的に行動するサービス」への展開を図ります。
多様化・高度化するお客さまニーズを迅速かつ的確に把握し、お客さまに信頼される事業を展開することにより、時代の要請に応じたサービスの提供に努めます。

取組項目	担当課	平成25年度事業計画	上半期の実施状況
① 上下水道局営業所の抜本的再編 ◎	お客さまサービス推進室	・営業所の抜本的再編に係る諸課題の整理	・平成27年度の営業所再編に伴い、水道部に移管される給水工事関連業務について、南北給水工事課(仮称)設置検討委員会を設置 ・同工事課へ移管する事務業務関連について、会議を実施(9月)
② 出前トークや環境教育の充実 ◎	総務課	・出前トークの実施	・出講件数3件(申込件数7件)
		・親子教室の開催	・夏休み親子水道教室の実施(8/19)
	総務課、各浄水場、各水環境保全センター	・施設見学の受入(水道部・下水道部)	・啓発品(クリアホルダー)を各小学校へ配布(6月)
			・浄水場見学者数 6,607人受入 ・水環境保全センター 3,706人受入
③ お客さま訪問サービスの実施	お客さまサービス推進室、各営業所	・「水道便利袋」を活用したお客さま訪問サービスの充実	・封入物「水道メモ」の更新内容を検討 ・サービス実施方法を検討
		・高齢者相談等の訪問サービスの検討・実施	・営業所職員を中心に「新たなお客さま訪問サービス検討会」を立ち上げ、検討会を実施
		・メーター点検訪問時の広報物配布による事業PRの検討、実施	・平成25年4期(10～11月)に配布する広報チラシを作成
④ 貯水槽水道の管理への助言・指導の充実	給水課	・貯水槽水道管理者への戸別訪問の実施 1000件/年	・戸別訪問の実施方法を検討

Ⅳ-3 広報・広聴の充実と積極的な情報開示による事業の透明性の確保

事業の透明性を高め、お客さまとの信頼関係の維持・向上を図るため、より一層広報・広聴機能の充実を図るとともに、様々な手法や機会を活用した積極的な情報開示を進めます。

取組項目	担当課	平成25年度事業計画	上半期の実施状況
① 広報・広聴計画の策定・充実	総務課	・広報・広聴計画の策定と充実	・平成25年度広報・広聴計画策定
② 積極的な情報発信と分かりやすい情報開示等による広報機能の充実◎	総務課、 経営企画課、 お客さまサービス推進室	・広報紙、ホームページ等様々な媒体を用いた広報	・各種媒体での広報実施 市バスラッピング広告の内容検討
		・イベント等の機会を捉えた広報	・「おいしい！大好き！京の水キャンペーン」の実施 ・市民イベントにおいて、料金制度改定のPRブースを出展(6箇所)
		・事業内容や経営情報等の積極的な情報開示	・経営評価審議委員会の意見等を踏まえた平成25年度経営評価の作成・公表
③ 広報関連イベントの展開	総務課	・広報関連イベントの継続的な実施、内容の充実	・鳥羽・蹴上一般公開での新規イベントの実施(藤の花でしおり作成体験, エコ石鯨配布, 水道創設100年のあゆみコーナー等)
④ お客さまの声を反映するための広聴機能の充実	総務課、 経営企画課、 お客さまサービス推進室	・上下水道モニター制度の実施	・モニター委嘱式(6/12)、第1回施設見学会(7/18)の実施
		・イベント等におけるアンケートの実施	・鳥羽・蹴上一般公開におけるアンケートの実施
		・水道使用量等実態調査、大口使用者に対する使用状況調査の実施	・調査項目を検討
		・お客さま満足度調査の実施	・調査方法・項目等の検討

Ⅳ-4 お客さま満足度の向上を目指した料金施策の推進

今日の社会状況や事業課題に対応した新たな上下水道料金制度を構築し、安全・安心なライフラインを今後もしっかりと守っていきます。

取組項目	担当課	平成25年度事業計画	上半期の実施状況
① 料金制度・料金体系の見直し◎	経営企画課、 お客さまサービス推進室	・料金・使用料改定の実施 ・市民の皆様への広報の実施、新たな料金制度の運用と継続的な点検、検討	・料金・使用料改定の実施に向け広報・市民周知活動の実施
② 多様な料金支払方法の導入◎	お客さまサービス推進室	・クレジットカード払い制度の導入	・申込受付を開始(9月10日)
		・料金システムの改修	・料金システムの改修完了
③ 口座振替利用者へのサービス拡大◎	お客さまサービス推進室、 各営業所	・口座振替利用者を対象とした割引制度を開始	・割引制度の開始に向け、「水道使用水量のお知らせ」様式の見直し等、準備作業を実施
		・開栓時及び開栓2箇月後の口座勧奨を実施	・開栓時の「水道便利袋」お渡しサービスを実施 22,435件(9月末) ・口座振替利用率 81.5%(9月末)
④ 民間分譲マンションの水道メーター各戸検針・各戸徴収サービスの実施	お客さまサービス推進室、 各営業所、 給水課	・サービスの実施、PRの推進	・17件の申込受付、うち13件についてサービスを実施 ・京都市指定給水装置工事事業者(約680者)に対し、サービス導入状況の通知及び制度等の再周知(制度の案内及びパンフレットの送付)
		・サービス充実に向けての制度等の研究・検討	・サービス充実に向け、制度等について検討

IV-5 地域の皆さまや流域関係者とのパートナーシップの推進

地域の皆さまや上流・下流双方の流域関係者と共通の理念や目標を持ち、相互の情報交換、協働、連携を深めたパートナーシップによる様々な取組を進め、琵琶湖・淀川流域全体としての上下水道事業の充実と水質の維持・向上に努めます。
京都のまちの歴史的な財産である琵琶湖疏水の適切な維持管理に引き続き努めていきます。

取組項目	担当課	平成25年度事業計画	上半期の実施状況
① 流域における連携の推進	水道部施設課、 水質第1課、 水質第2課	・淀川水質汚濁防止連絡協議会や琵琶湖・淀川水質保全機構への参加と、情報の収集	・4月12日、7月5日に琵琶湖淀川生物障害等調査小委員会に出席 ・6月14日、9月13日に琵琶湖・淀川生物障害等調査小委員会の南湖合同調査、8月20日に琵琶湖全域合同調査を実施 ・8月22日に淀川水質汚濁防止連絡協議会総会・保全委員会出席
	計画課、 下水道部施設課	・大阪湾再生推進会議における活動	・大阪湾再生推進会議における情報共有、意見交換を継続実施中
② 下水道利用に関する啓発・指導	下水道部管理課、 下水道部施設課	・普及勧奨を実施	・普及勧奨を継続中
		・事業場排水の監視指導を実施	・監視のための水質検査 1,082 回 ・指導のための業務出動 477 回
③ 琵琶湖疏水の適切な維持管理	水道部施設課、 疏水事務所、 水道部管理課	・水路閣管理計画に基づくモニタリングと維持管理の実施	・水路閣躯体の監視及び周辺地盤のモニタリング継続実施中
		・史跡指定箇所の点検と補強改良	・関係局と現地調査を行い、協議実施
		・哲学の道散策路整備	・哲学の道及び疏水分線の保全方法検討・調整中
		・岡崎地域活性化ビジョンにおける取組の推進	・疏水施設や樹木等の維持管理作業実施中

V-1 経営環境の変化に対応した経営の効率化

公営企業としての存立基盤を堅持しつつ、外郭団体や退職職員の活用による技能継承を円滑に進め、可能な限り民間活力の導入に努めることにより、事業規模に応じた職員数の適正化を図るとともに、経営分析や評価を活用した効果的な経営管理に努めるなど、民間的な経営手法を積極的に導入して、最大限の効率化に努めます。

取組項目	担当課	平成25年度事業計画	上半期の実施状況
① 事業の効率化の推進 ◎	経営企画課、 職員課、 水道部管理課、 下水道部管理課	・第5期効率化推進計画に基づく組織・業務の再編 ・職員定数の削減	・25年度組織改正の実施 ・職員予算定数30名削減を実施
② 民間活力の導入の推進	お客さまサービス推進室、 総務課、 水道部管理課、 下水道部管理課	・民間委託の拡大の推進 ・休日における現地での水道開閉栓作業の委託(お客さま窓口サービスコーナー)	・25年度から文書交換業務の委託箇所を拡大し、コースについても増設 ・休日における現地での水道開閉栓作業を委託(お客さま窓口サービスコーナー)(4月)
③ 地域事業の水道・公共下水道事業への統合 ◎			
地域水道	監理課、 地域事業課、 総務課、 経営企画課、 経理課、 水道部管理課、 職員課、 お客さまサービス推進室	・統合や料金統一に向けた検討など諸課題の整理 ・統合に向けた維持管理に係る諸課題の検討	・関係各課において、統合に係る作業内容や作業工程、これに伴う諸課題について、昨年度よりも詳細な洗い出しを実施。 7月には事務局(技術監理室監理課)及び経理課により、関係課に対し統合に係る概算経費等に関するヒアリングを実施し、概算費用を算出
特定環境保全公共下水道	監理課、 地域事業課、 総務課、 経営企画課、 経理課、 下水道部管理課、 職員課、 お客さまサービス推進室	・効率的な事業運営に向けて経営の統合等について検討、諸課題の整理	・関係各課の課長による調整会議を重ね、統合に向けた作業の方向性を確認
経営分析手法の充実 ④ や積極的な経営情報の開示	経理課、 総務課	・地方公営企業会計制度の見直しに対応した経営情報の開示について検討 ・地域事業の統合を踏まえた一体的な経営情報の開示	・会計制度の見直しに向けた対応案を作成作業中 ・公表資料の試算を開始
経営評価の活用等によるPDCAサイクルの推進 ⑤	経営企画課	・局運営方針の策定・実践 ・経営評価の実施、第三者評価の充実	・運営方針に掲げた重点事業の推進 ・事業の進捗状況等、経営全般にわたり審議していただく、京都市上下水道事業経営審議委員会を7月1日に新たに設置し、第1回の委員会を9月10日に開催
⑥ 企業力向上のための組織改革の推進	経営企画課、 職員課、 各部・課	・組織の見直し ・見直しに伴う課題の抽出、更なる組織改革の検討	・25年度組織改正の実施 ・業務改善部会を7月5日を開催し、「うるおいのしずくプロジェクト」の実施等、平成25年度に実施すべき業務改善の実施を依頼
⑦ 業務の高度情報化の推進	経営企画課、 お客さまサービス推進室、 職員課、 経理課、 システム所管課	・高度情報化推進計画の策定 ・料金制度の変更等に伴う料金システムの改修 ・機構改革や制度変更に合わせて財務、人事、給与等システムの改修、充実 ・新技術等に応じたセキュリティ対策の実施	・8、9月に関係各課に対する情報化事業計画ヒアリングを実施 ・料金システムの改修完了 ・測量・設計等の業務委託の事後確認型電子入札への移行(8月1日以降入札公告分から実施済) ・債権者登録払制度、会計制度見直しに向けたシステム改修を継続実施 ・期末手当支給の見直しに伴うシステム改修の実施 ・年末調整のデータ送付方法変更及び復興特別所得税徴収に伴うシステム対応の調整 ・水質管理システムサーバはセキュリティ対策が施されたデータセンターに設置済 ・構築中の雨量情報システムサーバもデータセンターに設置予定

V-2 持続可能な事業運営のための財務体質の強化

将来の財政負担を軽減するため、自己資金の確保や国等の財政措置を活用することにより、企業債の発行を抑制します。資産の有効活用や広告事業など、新たな増収策の検討・実施します。

取組項目	担当課	平成25年度事業計画	上半期の実施状況
① 企業債残高の削減 ◎	経理課	・高金利企業債の繰上償還制度、借換制度の要望、活用	・機会あるごとに、補償金免除繰上償還制度の拡充を要望（日本水道協会など）
		・自己資金の活用による起債残高の削減	・自己資金の活用を踏まえた起債計画書を作成し、これに基づく借入れを順次実施
② 未納金徴収体制の強化	お客さまサービス推進室	・効果的かつ効率的な未納徴収体制の整備及び手法の検討、実施	・他都市、他部局を参考に、滞納整理要綱を策定中 ・支払督促等の法的措置対象案件を抽出、精査中 ・財産調査等関連部局との連携
③ 保有資産の有効活用 ◎	総務課、経営企画課、経理課	・未利用地等の売却、有償貸付の推進	・未利用地等の照会を行い、売却に向けて準備作業実施中
		・多角的な広告事業の実施	・4～9月に各戸配布した「水道使用水量のお知らせ」及び6、7月に各戸配布した「上下水道事業PRリーフレット」に広告を掲載
		・別段預金平均残高の目標額を設定し、効率的な資金運用を実施	・25年4～9月別段預金平均残高 水道事業 333,022,024円 公共下水道事業 281,090,991円
④ 上下水道サービスを継続していくための効率的な再投資	水道部各課、下水道部各課	・建設事業計画の策定・実施	・上水道施設整備事業計画に基づき、実施中
		・建設事業計画の策定・実施	・優先順位を踏まえた建設事業計画を策定し、実施中
⑤ 水道・下水道工事等におけるコストの縮減	監理課、総務課、水道部管理課、設計課	・国や京都市の方針を受けた新たな削減の取組の実施	・8月に技術管理部会において、コスト構造改善に係る25年度の実施方針を設定
⑥ 経営の健全性を確保するための引当金の新設・見直し	経理課	・計上方法の検討と、26年度予算への計上	・引当基準案の策定作業実施中
⑦ 新たな増収策の検討・推進	総務課、経営企画課、お客さまサービス推進室、水道部管理課	・未利用地等の売却、有償貸付の推進（V-2-③再掲）	・未利用地等の照会を行い、売却に向けて準備作業実施中
		・多角的な広告事業の実施（V-2-③再掲）	・4～9月に各戸配布した「水道使用水量のお知らせ」及び6、7月に各戸配布した「上下水道事業PRリーフレット」に広告を掲載
		・様々な機会・媒体を通じた広報	・「おいしい！大好き！京の水キャンペーン」の実施
		・大規模太陽光発電の設置、運用、売電の実施	・新山科浄水場大規模太陽光発電設備工事継続実施中 ・鳥羽水環境保全センター大規模太陽光発電設備の設置完了、売電開始（8月）
⑧ 給与制度の点検・見直し	職員課	・給与及び手当の点検、見直しの実施	・勤務実績の給与反映に伴う期末手当支給基準の見直し ・交付税減額が市民負担とならないよう、給与減額措置を実施
		・職員給与等の分かりやすい情報開示の推進	・職員給与等のホームページへの情報掲載の準備

V-3 上下水道一体体制の効率的な事業運営

上下水道事業に共通する業務の共同化・集約化を図るとともに、両事業の会計の一体的な管理や、料金・財務の連結を推進し、一体的な経営を行います。

取組項目	担当課	平成25年度事業計画	上半期の実施状況
① 上下水道会計の連結と一体的な財務運営の推進	経理課	・連結財務諸表の作成	・24年度決算連結財務諸表を作成し、市会へ報告するとともに局ホームページにも掲載
		・資金の一元管理	・繰替運用の必要な状況は発生しなかったが、短期金融商品の活用により、急な資金需要にも対応できるよう整備
② 上下水道技術の一元監理の推進	監理課 職員課 下水道部管理課 水道部管理課 給水課配水課 水道部施設課 計画課設計課 下水道建設事務所 下水道部施設課	・技術基準等の点検、見直し及び改定作業を実施	・設備工事に係る設計基準及び標準仕様書の改定すべき項目の抽出作業の実施
水道・下水道の水質管理業務の一元化（Ⅰ-3-③一部再掲）	水質第1課 水質第2課 地域事業課	・技術協定会議の継続的な開催	・5月23日に第1回技術協定会議を開催し、放射性物質の測定や技術研修といった、上下の水質管理に関する相互協力の取組を決定 ・8月15日・8月29日に下水汚泥等の放射性物質について測定を実施
④ 浄水場排水の下水道での一体処理化（Ⅲ-3-④再掲）			

V-4 人材の育成や技術の継承・発展と国際貢献の推進

上下水道事業に求められるサービス精神と経営感覚を持つ企業職員を育成します。
上下水道事業の円滑かつ効率的な遂行のため、技術の継承・発展を目指した総合的な技術力の向上を実現していくとともに、将来を担う人材を育成します。

取組項目	担当課	平成25年度事業計画	上半期の実施状況
① 人材活性化に向けた取組の強化	職員課、総務課	・人材育成基本方針の見直しの検討、新方針の策定	・新方針案の検討
		・職員行動指針の見直しの検討	・新方針の見直しに合わせて検討
		・職員研修の充実	・憲法講座、OJT、お客さま対応、モチベーション、管理監督職員研修を実施
		・民間企業との交流の充実の検討・実施	・民間企業への派遣研修(技術部門)の企画
		・人事制度の整備、評価制度の活用等の検討・実施	・24年度人事評価結果の開示及び給与反映の実施
② 職員の意欲・やる気を引き出す取組の充実	職員課	・職員提案制度の継続した周知による推進及び表彰制度との連携の検討	・庁内誌での職員提案表彰事例周知・勧奨実施 ・職員表彰実施 ・実施済提案募集強化月間(9月)
		・自主研修助成要綱見直し案の策定・実施	・自主研修助成について見直し検討
		・業務監察・服務監察の実施	・予防監察(業務監察12回、服務監察245回)を実施 ・独自に把握した13件の事案等に関して、調査等を74回実施
③ 職員の能力発揮のための職場環境の整備	職員課	・産業医や保健師を活用した安全衛生、健康管理の充実	・定期健康診断を実施(受診率99.5%。ただし、人間ドック健診受診予定者を含む) ・問診票・結果通知の改訂 ・産業医による職場巡視を実施(9月末まで10箇所)
		・働きやすい職場づくりの実施及び改善	・メンタルヘルスケア指針の検討 ・「仕事と子育て両立支援プラン」に基づく取組の実施
④ 国際協力事業の推進と国際貢献を支える人材の育成	経営企画課、水道部管理課、下水道部管理課、計画課、設計課	・下水道グローバルセンター(GCUS)等の活動に参画し、国や他都市の情報収集	・GCUS運営委員会等に出席し、国や他都市の情報を継続的に収集中
⑤ 知識・経験や技術・技能の継承	職員課、監理課	・OJT等を活用した技術研修の実施	・技術研修実施計画に基づき、各種技術研修を実施
		・技術継承システムの検討と策定	・技術力継承発展推進部会において、技術継承に関する調査を行い、その資料を参考に技術継承の仕組みの検討を行った。(8月～9月)
		・ナレッジマネジメントの段階的運用	・技術力継承発展推進部会において、ナレッジマネジメントに関する調査を行い、その資料を基にナレッジマネジメントの拡大について検討(8月～9月)
⑥ 大学や研究機関との連携等による技術の開発及び向上	監理課、水質第1課、水質第2課、水道部施設課、下水道部施設課	・共同研究制度の運用	・8月14日に京都大学と下水汚泥の処理技術に関する意見交換を実施

平成25年度上下水道事業推進方針上半期進捗状況の点検・評価について

1 中期経営プラン（2013-2017）に掲げる5つの重点項目及び個別説明項目

（1）改築更新の推進

Ⅲ－1－① 水道配水管の更新の推進

（2）災害対策の強化

Ⅰ－4－① 地下街等を有する地区の浸水対策

（3）環境対策の充実

Ⅱ－4－① 再生可能エネルギーの利用拡大等における温室効果ガスの削減

（4）お客さま満足度の向上

Ⅳ－4－② 多様な料金支払方法の導入

（5）経営基盤の強化

Ⅴ－2－③ 保有資産の有効活用

2 審議事項

「平成25年度上下水道事業推進方針取組項目」の実施状況（上半期）のうち、中期経営プラン（2013-2017）における重点項目ごとの上半期進捗状況に関する質疑

重点項目① 改築更新の推進

Ⅲ-1 道路の下でくらしを支える管路施設の改築更新

計画的かつ効率的に改築更新を行い、非常時を含め、一日たりとも休むことができない水道・下水道の機能を維持・向上させるとともに、漏水や道路陥没事故を防ぎます。
水道管路については、強度の劣る铸铁管を、高機能ダクタイル铸铁管へ布設替えを加速させ、水道水を安定的に供給します。
下水管路については、老朽化した箇所や社会的な影響の大きな箇所から、計画的に改築更新を進めます。

取組項目	担当課	平成25年度事業計画	上半期の実施状況
① 水道配水管の更新の推進 ◎	水道部管理課、給水課、配水課、水道管路建設事務所	・配水管布設替工事の実施20km (洛西地域における腐食対策分5.7kmを含む)	・配水管布設替工事発注延長の割合62%
		・補助配水管布設替工事の実施8km	・補助配水管布設替工事発注延長の割合60%
② 下水道管路施設の計画的な点検・改築更新 ◎	下水道部管理課、下水道建設事務所、設計課、計画課、各下水道管路管理センター	・老朽化した管路の調査、管更生及び布設替工事実施 20km	・経年管対策(43)～(48) 工事実施中 ・管路内調査委託 完了(20 km) ・経年管老朽化対策(1)(2)(3)(4)(5) 設計中
		・重要な管路の耐震化工事実施 8km	・管路地震対策(9)・(10) 工事実施中 ・管路地震対策(11)工事・設計完了、契約手続中

Ⅲ-2 基幹施設の機能維持・向上のための改築更新

計画的かつ効率的に改築更新を行い、非常時を含め、一日たりとも休むことができない水道・下水道の機能を維持・向上させます。

取組項目	担当課	平成25年度事業計画	上半期の実施状況
① 浄水施設等の改築更新 ◎	水道部管理課、水道部施設課、各浄水場、疏水事務所	・蹴上第1高区配水池改良工事着手	・蹴上第1高区配水池改良工事契約手続中
		・洛西配水場電気・ポンプ設備取替工事完了	・洛西配水場電気・ポンプ設備取替工事継続実施中
② 水環境保全センター及びポンプ場の改築更新 ◎	設計課、下水道建設事務所、ポンプ施設事務所、下水道部管理課、下水道部施設課、各水環境保全センター	・鳥羽水環境保全センターB系最初沈殿池・最終沈殿池 改築更新工事実施	・鳥羽B系最初沈殿池設備工事 工事実施中 ・鳥羽B系最終沈殿池設備工事 工事実施中

Ⅲ-3 水需要に応じた施設規模の適正化及び施設の再編成

蹴上・松ヶ崎・新山科の3浄水場体制により、水道水を安定的に供給します。

取組項目	担当課	平成25年度事業計画	上半期の実施状況
③ 鳥羽・吉祥院処理区の統合 ◎	下水道部施設課、計画課、設計課	・処理区の統合	・吉祥院処理区を鳥羽処理区へ統合し、鳥羽水環境保全センター吉祥院支所に改編 ・幹線管路の切替えに係る調査・検討を実施中
④ 浄水場排水の下水道での一体処理化 ◎	水道部管理課、水道部施設課、各浄水場、水質第1課、計画課、下水道部施設課	・松ヶ崎浄水場下水放流設備改良工事実施	・松ヶ崎浄水場下水放流設備改良工事継続実施中
		・新山科浄水場排水処理汚泥圧送管布設工事の実施	・新山科浄水場排水処理汚泥圧送管布設工事継続実施中

重点項目② 災害対策の強化

I-2 地震等の災害に強い上下水道施設の整備

地震等の災害に強い上下水道施設を整備するとともに、災害リスクを分散し、被災しても被害が少なく、早期に復旧が可能な水道・下水道を構築します。

取組項目	担当課	平成25年度事業計画	上半期の実施状況
① 水道システムの耐震性向上 ◎	水道部管理課、 給水課、 配水課、 水道管路建設事務所	・配水管耐震化工事の実施 28km (布設替え20km新設8km)	・配水管耐震化工事発注延長の割合56%
		・補助配水管耐震化工事の実施 14km (布設替え8km新設6km)	・補助配水管耐震化工事発注延長の割合61%
	水道部管理課、 水道部施設課、 新山科浄水場、 疏水事務所	・蹴上第1高区配水池改良工事着手	・蹴上第1高区配水池改良工事契約手続中
② 導水施設の2系統化によるバックアップ体制の強化 ◎	水道部管理課、 水道部施設課、 新山科浄水場、 疏水事務所	・新山科浄水場第2導水トンネル築造の実施設計	・新山科浄水場第2導水トンネル築造の調査委託契約手続中
③ 連絡幹線配水管の布設 ◎	配水課、 水道管路建設事務所	・御陵連絡幹線配水管の布設工事実施	・御陵連絡幹線配水管布設(その10)工事契約完了、早期の工事着手に向け準備中
④ 老朽化した下水管の耐震性向上 ◎	下水道建設事務所、 設計課、 計画課	・老朽化した管の調査、管更生及び布設替工事の実施 20km	・経年管対策(43)～(48) 工事実施中 ・管路内調査委託 完了(20km) ・経年管老朽化対策(1)(2)(3)(4)(5) 設計中
⑤ 下水道施設の地震対策の強化 ◎	下水道建設事務所、 設計課、 計画課	・重要な管路の耐震化工事実施 8km	・管路地震対策(9)・(10) 工事実施中 ・管路地震対策(11) 工事 設計完了、契約手続中
		・水環境保全センターの管廊継手部の地震対策工事実施	・水環境保全センターの管廊継手部の地震対策工事(4) 工事完了 ・下水道施設継手部地震対策工事(5) 設計完了、工事実施中
		・災害用マンホールトイレの整備工事実施	・地震対策(9) 工事実施中 ・災害用マンホールトイレ 設計中

I-3 災害・事故等危機時における迅速な対応

あらゆる危機においても迅速に対応できるよう、危機管理対策を強化します。
防災機能を強化するとともに、応急給水訓練の実施により、拠点給水活動が迅速に行える体制を構築します。

取組項目	担当課	平成25年度事業計画	上半期の実施状況
① 危機管理対策の強化 ◎	総務課、 水道部管理課、 下水道部管理課、 技術監理室監理課	・危機管理に関する各種計画の点検、整備	・第3四半期に実施予定
		・上下水道局業務継続計画(震災対策編)の策定	・京都市上下水道局業務継続計画(震災対策編)策定委員会事務局会議の開催(計13回)
② 防災拠点の充実 ◎	資器材・防災センター、 総務課、 お客さまサービス推進室	・応急給水資機材配付計画の策定	・応急給水資機材配付計画策定 ・今年度の仮設給水柱の配備完了(市立小・中学校等52校)
		・応急給水資機材及び防災用消耗品購入	・応急給水資機材配付計画に基づき、計画通り購入
		・応急給水訓練の継続実施	・各事業所で年2回の訓練を実施予定(第1四半期及び第3四半期) ・九条営業所(6/5)、資器材・防災センター(6/6)、東山営業所(6/7)、山科営業所(7/17)実施済

I-4 雨に強く安心できる浸水対策の推進

浸水が起こりやすい箇所を速やかに解消し、10年に一度の大雨（1時間に62mm）に対する安全度を確保します。
地下施設の浸水等による人命や都市機能の重大な被害を防ぐとともに、市民・事業者等と連携して雨水流出抑制を引き続き推進するなど、ハード・ソフト両面で雨に強いまちづくりを着実に進めます。

取組項目	担当課	平成25年度事業計画	上半期の実施状況
① 地下街等を有する地区の浸水対策 ◎	下水道建設事務所、計画課、設計課	・京都駅周辺地区における塩小路幹線の整備工事実施	・塩小路幹線(1) 工事実施中
		・山科駅周辺地区における山科三条雨水幹線の整備工事実施	・山科三条雨水幹線工事 工事実施中
② 河川整備等と連携した総合的な治水対策の推進 ◎	下水道建設事務所、計画課、設計課	・阪急桂駅東側地域(新川流域)における新川6号幹線の設計	・新川6号幹線 設計中
③ 浸水被害発生箇所の解消 ◎	下水道部管理課、下水道建設事務所、計画課、設計課、各下水道管路管理センター	・雨に強いまちづくり推進計画に基づく取組の推進	・合同で地区別検討会を開催した後、地区毎に検討会を実施
④ 雨水流出抑制の推進 ◎	下水道部管理課、設計課、下水道建設事務所	・雨水貯留施設設置助成金制度の実施 120件	・助成件数67件(9月末)
		・雨水浸透ます設置助成金制度の実施 40基	・助成件数0基(9月末)
		・雨水貯留や雨水浸透による雨水流出抑制の推進	・公共建築物や開発行為等における雨水流出抑制施設の設置について指導を実施中

重点項目③ 環境対策の充実

Ⅱ-1 市内河川と下流域の水環境を守る下水の高度処理の推進

閉鎖性水域である大阪湾・瀬戸内海の富栄養化を防止するためには、窒素除去が急務であることから、窒素除去に重点を置いて下水の高度処理を、処理施設の更新時期にあわせて段階的・効率的に推進します。

法に定められた水質基準よりも厳しく設定した独自の処理水質目標と管理基準値によって水質監視を行います。

取組項目	担当課	平成25年度事業計画	上半期の実施状況
① 下水の高度処理施設の段階的な整備 ◎	計画課、 設計課、 下水道建設事務所、 下水道部施設課	・鳥羽水環境保全センターB系高度処理施設の整備工事実施	・鳥羽B系反応タンク設備工事 工事実施中

Ⅱ-2 雨の日も水環境を守る合流式下水道の改善

雨天時に合流式下水道から流出する未処理下水やゴミ等を削減する改善対策を、目標年度※（平成35年度）を見据え、積極的に推進します。

取組項目	担当課	平成25年度事業計画	上半期の実施状況
① 貯留幹線等の整備 ◎	下水道建設事務所、 計画課、 設計課、 下水道部管理課	・西部山ノ内地域における七条西幹線の整備工事実施	・七条幹線ゲート設備工事 設計完了、工事実施中
		・河原町北部地域における七条東幹線の整備工事実施	・七条東幹線（1-3） 工事実施中
		・砂川雨水滞水池の整備工事実施	・砂川雨水滞水池築造工事 工事実施中 ・砂川雨水滞水池設備工事 発注時期を来年度に延期
		・朱雀地域における朱雀北幹線の整備工事実施	・朱雀北幹線（1） 工事実施中
② 雨天時下水処理の改善 ◎	計画課、 下水道部施設課、 設計課	・砂川雨水滞水池の整備工事実施	・砂川雨水滞水池築造工事 工事実施中 ・砂川雨水滞水池設備工事 発注時期を来年度以降に延期
	水質第2課	・雨天時水質検査の実施とその結果に基づく改善効果の確認	・上半期では、測定対象とする降雨（10～30ミリの発生がなかったため、試験が実施できなかった。そのため、8月に委託期間延長の契約変更を行い、引き続きモニタリング体制を継続

Ⅱ-4 環境保全の取組の推進

環境マネジメントの継続的な取組により、省エネルギー対策、未利用エネルギーや資源の有効活用を一層図り、京都議定書誕生の地として、地球温暖化対策に積極的な役割を果たします。

取組項目	担当課	平成25年度事業計画	上半期の実施状況
① 再生可能エネルギーの利用拡大等による温室効果ガスの削減 ◎			
太陽光発電設備の設置等による未利用エネルギーの有効活用	水道部管理課、 水道部施設課、 各浄水場、 下水道部管理課	・太陽光発電設備の稼働開始（新山科浄水場）	・新山科浄水場 大規模太陽光発電設備設置工事 継続実施中 ・松ヶ崎浄水場 大規模太陽光発電設備設置工事 契約手続中
		・太陽光発電設備の稼働開始（鳥羽水環境保全センター）	・鳥羽太陽光発電設備設置 工事完了・稼働開始
	水道部施設課、 各浄水場	・省エネルギー機器の採用、使用電力の削減 ・総電力使用量、温室効果ガスの削減	・松ヶ崎下水放流設備改良工事継続実施中 ・洛西配水場 受配電設備取替工事継続実施中 ・洛西配水場 ポンプ設備取替工事継続実施中 ・高効率機器への更新、ポンプ運転台数の最適化、照明や空調の運用見直しによる総電力使用量、温室効果ガス排出の削減を継続推進中 ・浄水場電力使用量22年度比37.0%削減
温室効果ガスの排出削減	下水道建設事務所、 下水道部施設課、 設計課、 各水環境保全センター	・省エネルギー機器の採用、使用電力の削減 ・水環境保全センター全体の電力使用量の削減	・鳥羽B系最終沈殿池設備工事 工事実施中 ・鳥羽B系反応タンク設備工事 工事実施中 ・上半期は16年度比21.9%削減
	下水道部施設課、 計画課、 設計課、 鳥羽水環境保全センター、 水質第2課	・消化ガス有効活用用の検討 ・脱水ケーキ及び焼却灰のセメント原料化	・消化ガス有効活用手法について、他都市へのヒアリングや視察等を通じて情報を収集中 ・消化槽等の再整備の検討を実施中 ・鳥羽脱水ケーキ搬出設備工事 工事実施中 ・セメント原料化委託業務契約済（9月20日より、焼却灰の搬出開始した）
③ 資源循環の推進 ◎			

重点項目④ お客さま満足度の向上

IV-2 積極的に行動するサービスの充実

上下水道に関する総合窓口である営業所を抜本的に再編することでより一層効果的な業務執行体制を構築するとともに、必要に応じてお客さまのところに訪問する「積極的に行動するサービス」への展開を図ります。

多様化・高度化するお客さまニーズを迅速かつ的確に把握し、お客さまに信頼される事業を展開することにより、時代の要請に応じたサービスの提供に努めます。

取組項目	担当課	平成25年度事業計画	上半期の実施状況
① 上下水道局営業所の抜本的再編 ◎	お客さまサービス推進室	・営業所の抜本的再編に係る諸課題の整理	・平成27年度の営業所再編に伴い、水道部に移管される給水工事関連業務について、南北給水工事課(仮称)設置検討委員会を設置 ・同工事課へ移管する事務業務関連について、会議を実施(9月)
② 出前トークや環境教育の充実 ◎	総務課	・出前トークの実施	・出講件数3件(申込件数7件)
		・親子教室の開催	・夏休み親子水道教室の実施(8/19)
	総務課、 各浄水場、 各水環境保全センター	・施設見学の受入(水道部・下水道部)	・啓発品(クリアホルダー)を各小学校へ配布(6月)
			・浄水場見学者数 6,607人受入 ・水環境保全センター 3,706人受入

IV-3 広報・広聴の充実と積極的な情報開示による事業の透明性の確保

事業の透明性を高め、お客さまとの信頼関係の維持・向上を図るため、より一層広報・広聴機能の充実を図るとともに、様々な手法や機会を活用した積極的な情報開示を進めます。

取組項目	担当課	平成25年度事業計画	上半期の実施状況
② 積極的な情報発信と分かりやすい情報開示等による広報機能の充実 ◎	総務課、 経営企画課、 お客さまサービス推進室	・広報紙、ホームページ等様々な媒体を用いた広報	・各種媒体での広報実施 市バスラッピング広告の内容検討
		・イベント等の機会を捉えた広報	・「おいしい！大好き！京の水キャンペーン」の実施 ・市民イベントにおいて、料金制度改定のPRブースを出展(6箇所)
		・事業内容や経営情報等の積極的な情報開示	・経営評価審議委員会の意見等を踏まえた平成25年度経営評価の作成・公表

IV-4 お客さま満足度の向上を目指した料金施策の推進

今日の社会状況や事業課題に対応した新たな上下水道料金制度を構築し、安全・安心なライフラインを今後もしっかりと守っていきます。

取組項目	担当課	平成25年度事業計画	上半期の実施状況
① 料金制度・料金体系の見直し ◎	経営企画課、 お客さまサービス推進室	・料金・使用料改定の実施 ・市民の皆様への広報の実施、新たな料金制度の運用と継続的な点検、検討	・料金・使用料改定の実施に向け広報・市民周知活動の実施
② 多様な料金支払方法の導入 ◎	お客さまサービス推進室	・クレジットカード払い制度の導入	・申込受付を開始(9月10日)
		・料金システムの改修	・料金システムの改修完了
③ 口座振替利用者へのサービス拡大 ◎	お客さまサービス推進室、 各営業所	・口座振替利用者を対象とした割引制度を開始	・割引制度の開始に向け、「水道使用水量のお知らせ」様式の見直し等、準備作業を実施
		・開栓時及び開栓2箇月後の口座勧奨を実施	・開栓時の「水道便利袋」お渡しサービスを実施 22,435件(9月末) ・口座振替利用率 81.5%(9月末)

重点項目⑤ 経営基盤の強化

V-1 経営環境の変化に対応した経営の効率化

公営企業としての存立基盤を堅持しつつ、外郭団体や退職職員の活用による技能継承を円滑に進め、可能な限り民間活力の導入に努めることにより、事業規模に応じた職員数の適正化を図るとともに、経営分析や評価を活用した効果的な経営管理に努めるなど、民間的な経営手法を積極的に導入して、最大限の効率化に努めます。

取組項目	担当課	平成25年度事業計画	上半期の実施状況
① 事業の効率化の推進 ◎	経営企画課、 職員課、 水道部管理課、 下水道部管理課	・第5期効率化推進計画に基づく組織・業務の再編	・25年度組織改正の実施
		・職員定数の削減	・職員予算定数30名削減を実施
③ 地域事業の水道・公共下水道事業への統合 ◎			
地域水道	監理課、 地域事業課、 総務課、 経営企画課、 経理課、 水道部管理課、 職員課、 お客さまサービス推進室	・統合や料金統一に向けた検討など諸課題の整理	・関係各課において、統合に係る作業内容や作業工程、これに伴う諸課題について、昨年度よりも詳細な洗い出しを実施。 7月には事務局(技術監理室監理課)及び経理課により、関係課に対し統合に係る概算経費等に関するヒアリングを実施し、概算費用を算出
		・統合に向けた維持管理に係る諸課題の検討	
特定環境保全公共下水道	監理課、 地域事業課、 総務課、 経営企画課、 経理課、 下水道部管理課、 職員課、 お客さまサービス推進室	・効率的な事業運営に向けて経営の統合等について検討、諸課題の整理	・関係各課の課長による調整会議を重ね、統合に向けた作業の方向性を確認

V-2 持続可能な事業運営のための財務体質の強化

将来の財政負担を軽減するため、自己資金の確保や国等の財政措置を活用することにより、企業債の発行を抑制します。資産の有効活用や広告事業など、新たな増収策の検討・実施します。

取組項目	担当課	平成25年度事業計画	上半期の実施状況
① 企業債残高の削減 ◎	経理課	・高金利企業債の繰上償還制度、借換制度の要望、活用	・機会あるごとに、補償金免除繰上償還制度の拡充を要望(日本水道協会など)
		・自己資金の活用による起債残高の削減	・自己資金の活用を踏まえた起債計画書を作成し、これに基づく借入れを順次実施
③ 保有資産の有効活用 ◎	総務課、 経営企画課、 経理課	・未利用地等の売却、有償貸付の推進	・未利用地等の照会を行い、売却に向けて準備作業実施中
		・多角的な広告事業の実施	・4～9月に各戸配布した「水道使用水量のお知らせ」及び6、7月に各戸配布した「上下水道事業PRリーフレット」に広告を掲載
		・別段預金平均残高の目標額を設定し、効率的な資金運用を実施	・25年4～9月別段預金平均残高 水道事業 333,022,024円 公共下水道事業 281,090,991円

地下水利用専用水道について

問題点

地下水利用専用水道を設置し、大口径の給水管を接続しながら、少量の水道水しか使っていない利用者は、水道施設の設置と維持のために本来負担すべき額より、大幅に少ない水道料金の負担に留まっている。

(資料目次)

- ・地下水利用専用水道の現状
- ・水道料金の負担イメージ
- ・水道料金改定における対応
- ・水道料金改定における効果
- ・対応案の例

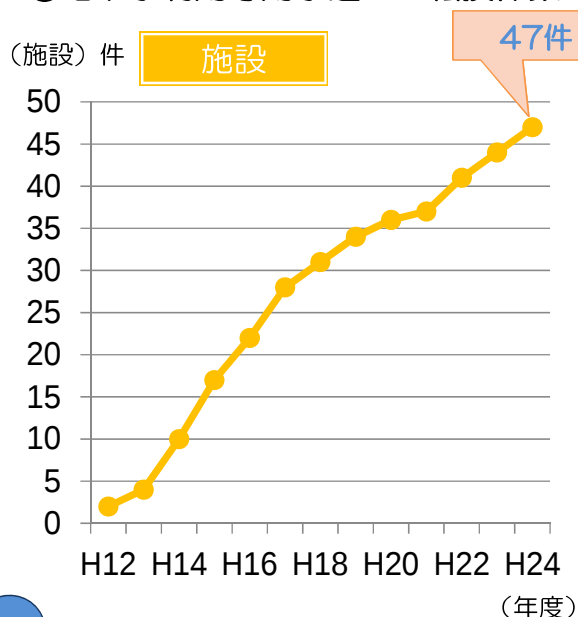
スライド番号

- ②③④
- ⑤
- ⑥
- ⑦
- ⑧

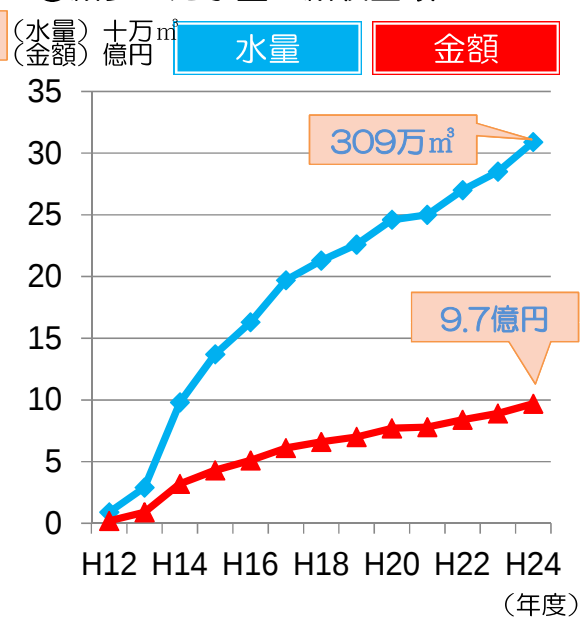
1

地下水利用専用水道の現状①

①地下水利用専用水道への転換件数



②減少した水量と減収金額



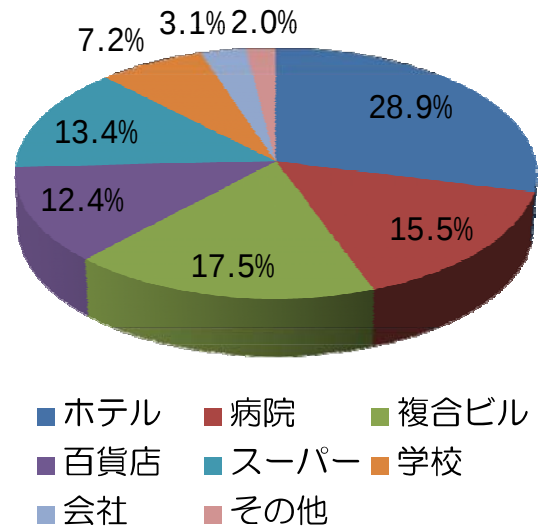
2

地下水利用専用水道の現状②

①業態別の件数・減少水量・減収金額
(24年度末現在)

業態	施設 (件)	水量 (十万㎡)	金額 (億円)
ホテル	15	90	2.8
病院	10	51	1.5
複合ビル	3	48	1.7
百貨店	5	37	1.2
スーパー	6	43	1.3
学校	3	21	0.7
会社	2	12	0.3
その他	3	7	0.2
計	47	309	9.7

②減収金額に占める各業態の割合
(24年度末現在)



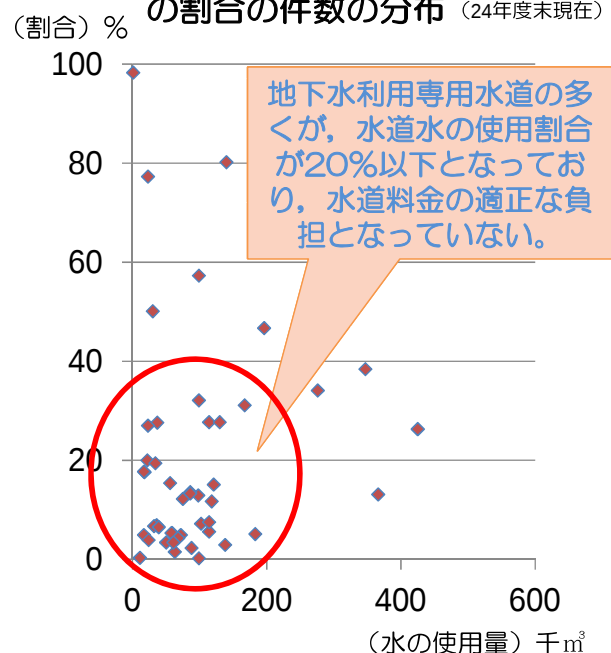
3

地下水利用専用水道の現状③

①水の使用量に占める水道水の割合の件数
(24年度末現在)

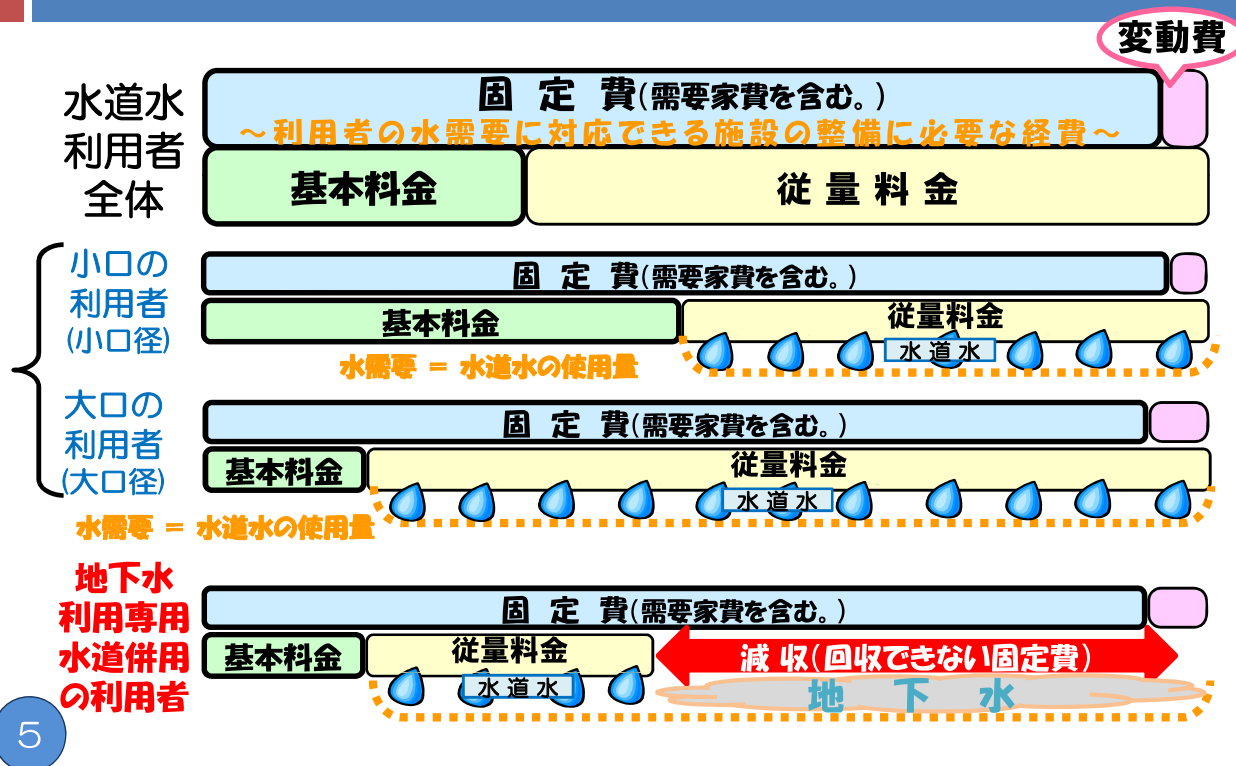
割合	施設 (件)
～10%	20
10～20%	11
20～30%	6
30～40%	4
40～50%	1
50～60%	2
70～80%	1
80～90%	1
90～100%	1
計	47

②水の使用量に占める水道水の割合の件数の分布
(24年度末現在)



4

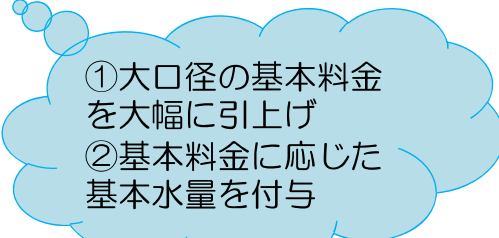
水道料金の負担イメージ



水道料金改定における対応

(平成25年10月1日より適用)

改定前後の料金表(一般用)

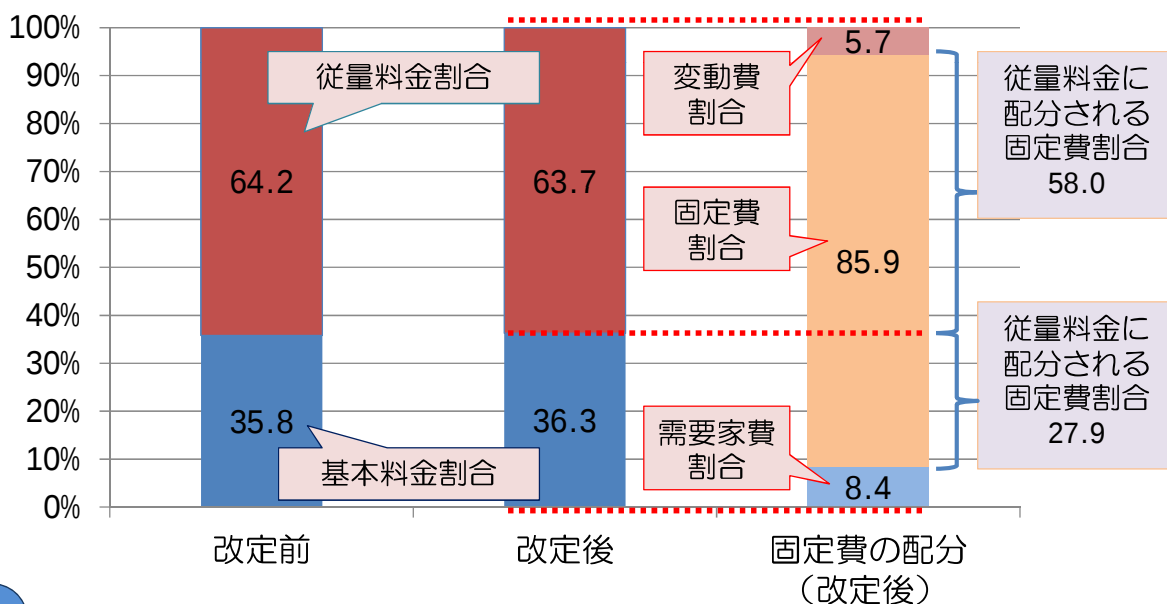
水 道			改定前	改定後 (ア)	改 定		改定後の 基本水量	左記水量の使用を 改定前料金に換算 (イ)	実質改定率 (ア－イ) / ア				
基本 料金 (円)	給水管の 口径	13mm	870	920	50	5.7%	5㎡	870	新たな基本 水量の 使用時	5.7%			
		20mm						(10㎡使用時) 870		11.5%			
		25mm	1,690	1,900	210	12.4%	10㎡	1,690		12.4%			
		40mm	2,470	2,780	310	12.6%	10㎡	2,470		12.6%			
		50mm	9,250	18,300	9,050	97.8%	50㎡	16,270		12.5%			
		75mm	15,470	35,910	20,440	132.1%	100㎡	31,940		12.4%			
		100mm		71,600	56,130	362.8%	250㎡	63,690		12.4%			
		150mm		134,260	118,790	767.9%	500㎡	119,440		12.4%			
200mm	281,520	266,050		1,719.8%	1,000㎡	250,440	12.4%						
従量 料金 (円／ ㎡)	水 量 区 画	1㎡ ～5㎡	0	0	0	—	＊ 改定前の基本水量は一律10㎡/月						
		6㎡ ～10㎡		10	10	—							
		11㎡ ～20㎡	162	177	15	9.3%							
		21㎡ ～30㎡		180	18	11.1%							
		31㎡ ～100㎡	189	208	19	10.1%							
		101㎡ ～200㎡	206	226	20	9.7%							
		201㎡ ～500㎡	223	243	20	9.0%							
		501㎡ ～5,000㎡	262	284	22	8.4%							
		5,001㎡ ～10,000	301		25	8.3%							
		10,001㎡～	339	326	△ 13	△ 3.8%							

- ①大口径の基本料金を大幅に引上げ
②基本料金に応じた基本水量を付与

水道料金改定における効果

(平成25年10月1日より適用)

料金改定前後の基本料金割合



7

対応案の例

□ 大口使用者への特約的な料金制度

- ...①大口使用者特割制度
- ...②長期割引契約制度
- ...③転入割引制度

□ 地下水利用者への負担金制度

- ...①固定費負担金
- ...②バックアップ料金

8

地下水利用専用水道に関する今後の進め方について（委員長私案）

地下水利用専用水道に関する検討を行うため、専門部会を設置する。

1 専門部会の役割

専門部会は、地下水利用専用水道に関しての問題点や対応案等について検討を行い、「報告書（案）」を作成し、経営審議委員会へ提出する。

2 専門部会での検討内容

- （１）地下水利用専用水道に関する当面の対応
- （２）地下水利用専用水道への転換の抑制
- （３）地下水利用専用水道から水道利用への再転換の促進

3 専門部会の進め方

- （１）専門部会は、４，５回程度を目途に開催し、上記２の検討内容についての「報告書（案）」を作成する。
- （２）専門部会は、必要に応じ検討状況等を経営審議委員会に報告する。
- （３）専門部会は、「報告書（案）」を作成し、経営審議委員会に提出する。